

設置の主旨等を記載した書類

目 次

① 設置の趣旨及び必要性（教育研究上の理念・目的，人材養成像）	1
1. 設置の背景.....	1
2. 設置の必要性	2
3. 理念・目的・人材養成像	4
② 研究科，専攻等の名称および学位の名称	4
1. 研究科名称.....	5
2. 専攻名称	5
3. 学位名称	5
③ 教育課程の編成の考え方及び特色.....	5
1. 教育課程編成の考え方	5
2. 教育課程の特色	9
3. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を担保する具体的方策と教育課程.....	15
4. 共通5領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたる授業科目の開設.....	16
5. 授業科目履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標，到達目標）	17
6. 選択科目の設定における考え方，及び共通科目との内容上の関連性・体系性.....	23
7. 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方	24
④ 教員組織の編成の考え方及び特色.....	24
1. 教員組織の編成の考え方	24
2. 教員組織の編成の特色.....	25
3. 各授業科目に応じ，実務の専門的見識・経験をもとに，知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置	26
4. 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上策 ..	26
⑤ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	27

1. 教育方法	27
2. 履修指導の方法	27
3. 授業の工夫.....	28
4. 標準修業年限	28
5. 修了要件	29
6. 既修得単位の認定	29
7. 成績評価の方法	29
8. 養成する人材像と履修プログラムの関係	30
9. 長期履修学生制度の特例	30
10. 現職院生に対する「実習」の取扱い	30
11. 学位授与	30
⑥ 教育課程連携協議会について	31
1. 位置づけ及び審議事項等について	31
2. 構成員について	31
3. 産業界との連携という役目を果たす組織としての機能について	32
⑦ 施設、設備等の整備計画	32
1. 講義、セミナー室	32
2. 教職大学院生室	33
3. 教員研究室.....	33
⑧ 基礎となる学部との関係	33
⑨ 入学者選抜の概要	34
1. アドミッションポリシー	34
2. 入学者選抜方法	34
3. 入学者選抜体制	35
⑩ 教職大学院において取得できる教育職員免許状	35
⑪ 大学院設置基準第 14 条による教育方法を実施する場合	35
1. 標準修業年限	36
2. 履修指導等の方法	36
3. 授業の実施方法	36
4. 教員の負担の程度	36
5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮，必要な職員の配置	36

⑫ 管理運営	37
1. 管理運営責任者	37
2. 審議機関	37
3. 事務組織	38
4. 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立	38
5. 「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方	39
⑬ 自己点検・評価	39
⑭ 認証評価	39
1. 認証評価を受ける計画等の全体像	39
2. 認証評価を受けるための準備状況	40
3. 認証評価を確実に受けることの証明	40
4. 今後の認証評価の予定	40
⑮ 情報の提供	40
⑯ 教員の資質の維持向上の方策，教育内容等改善のための組織的な研修等	41
1. 学部および大学主催の FD の活用	41
2. 独自の FD 活動の展開	42
⑰ 連携協力校との連携について	42
1. 連携協力校の選定	42
2. 連携協力校以外の関係機関の連携について	44
3. 附属学校園の活用	44
⑱ 実習の具体的計画	45
1. 実習計画の概要	45
2. 単位認定等評価方法	47

資料1 時間割モデル(基本形)

資料2 履修プログラムと履修科目の関係

資料3 大分大学教職大学院教育課程連携協議会設置要綱

資料4 大分大学教職大学院の認証評価実施について

① 設置の趣旨及び必要性（教育研究上の理念・目的、人材養成像）

1. 設置の背景

「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として位置づける」ために、「教職大学院制度の発展・拡充を図るとともに、実践力向上の観点から修士課程のカリキュラム改革を推進し、専修免許状の在り方を見直す」（平成 24 年 8 月中教審答申）という方針のもと、大分大学大学院教育学研究科は、平成 26 年 5 月に次のようにミッションを再定義した。

『…大分県教育委員会等との連携・協働を進め、第 3 期中期目標期間中に教職大学院を設置することによって、学部段階での資質能力を有した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成を行う。また、現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導的理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成する。このため、実務家教員と研究者教員のティーム・ティーチングによる授業を拡充するなど、理論と実践を架橋した教育の拡充を図る。なお、大学院修士課程の修了者（現職教員を除く）の教員就職率は、現状は 50%であるが、第 2 期中期目標期間において改革を行いつつ、第 3 期中期目標期間中に教職大学院を設置し、その修了者の教員就職率は 85%を確保する。…』（教職大学院関連箇所抜粋）

このミッションを達成するために、大分大学中期計画（第 3 期）では、「教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置」の一つとして、「教育委員会等との連携の下にスクールリーダーや有力な新人教員を養成するため、平成 28 年度に教職大学院を設置する。その後 4 年間の移行期間を経て、令和 2 年度には教育学研究科の学校教育専攻を廃止し、教職開発専攻（教職大学院）に一本化する。」というスケジュールを策定した。

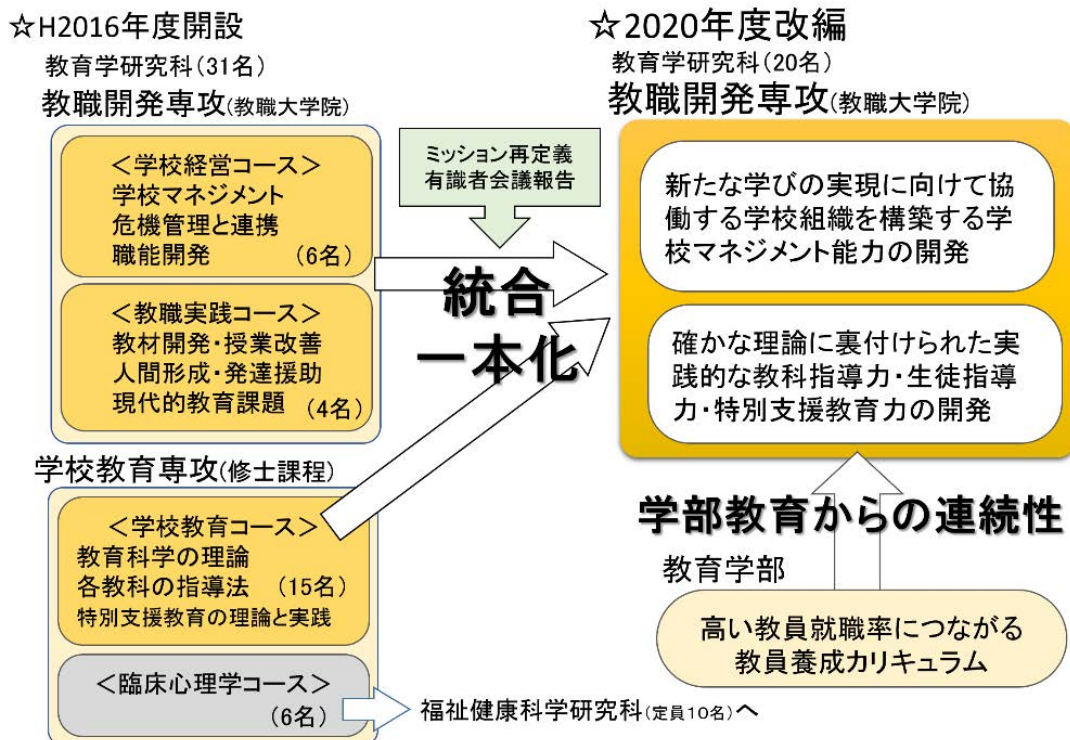
これらのミッションおよび中期計画を実行するために、まず、平成 28 年度に、新たに設置する専門職学位課程（教職大学院）と教育課程を大幅に見直した修士課程を併設する現在の教育学研究科を開設した。定員 10 名と少人数でスタートした教職大学院では、高度な知識に裏付けられた優れた資質を有するスクールリーダーや新人教員の養成に取り組み、平成 30 年 3 月に最初の修了生を輩出した。教員就職率は 100%を達成し、順調にミッションを達成しつつある状況である。

平成 29 年 8 月には『国立教員養成大学等に関する有識者会議報告書』が提示され、教職大学院の教育・研究機能を、さらに充実・強化することが求められた。具体的方策として、「教員養成機能の修士課程からの移行」、「学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入」、「学部と教職大学院との一体化」、「学校外の資源や『理論と実践の往還』の手法等を活用した最新の教育課題への対応」などが提案されている。そこで、前述の中期計画に沿って、本学教育学研究科においても、教職大学院と修士課程の機能や資源を統合・集約し、教員養成機能の強化や教員研修のさらなる充実をはかるため、令和 2 年度改組案を具体化

した。

今回改組する新たな教職大学院は、「新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成と、新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員を養成する」ことを目的とする。現在の修士課程は、平成31年度をもって廃止するが、これまで蓄積してきた教育・研究機能の良さを整理、継承しながら、新たな教職大学院の教育内容や教育課程のさらなる充実、発展を目指す。具体的には、最新の教育理論や教育技術に関する研究を基盤とした児童生徒理解や学級経営、授業開発、特別支援教育の学修を深めながら、学校マネジメントや新たな学びの開発の実践力を育成できる大学院レベルの高度な教員養成カリキュラムを構築する。なお、教育課程の再編にあたっては、平成30年2月に『県教育委員会と大分大学教育学部等との連携協力推進協議会』を発足させ、教職大学院の運営や教育内容に関して研究・協議を重ね、地域の教育現場からの要請や課題を的確に反映させるよう努めている。

教育研究機能の統合



2. 設置の必要性

これからの時代を生き抜く子どもたちには、個別の知識技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力を高め、未知の課題に立ち向かう創造的な知を探究していく姿が求められる。学

校教育において、それらの資質能力を育成するためには、アクティブ・ラーニングのスタイルを積極的に取り入れながら、知識・技能の応用や課題探究型の学習活動、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力や、教育テクノロジーの効果的な活用やエビデンスを活用した個別最適化された学びを指導の技術の開発など、Sciety5.0を見据えた新たな時代の教育にも対応可能な学習指導力を有する教員を養成しなければならない。また、生徒指導の側面においても、発達障害などの特別な支援を要する子どもへの支援を含め、すべての児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を援助し、自己指導能力を育成することができる実践的指導力を持った教員を養成する必要がある。

一方、学校としては、学習指導や生徒指導上の多様な課題に対して、管理職をはじめ、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校内の関係者の協働に加え、学校外の専門機関とも連携しながら、組織的に対応することが求められている。そのような学校の運営や指導体制の中核となって活躍できる主幹教諭や指導教諭などのミドルリーダーの養成も喫緊の課題となる。

大分県では、県教育委員会が平成 29 年 3 月に『芯の通った学校組織』推進プラン第 2 ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～」を策定し、学校運営組織の再構築に取り組んでいる。そこでは、学校が目標達成に向けて組織的に取り組むことの必要性が指摘されており、その上で、目標達成に向けた組織的な取り組みを進めるための学校運営体制の構築の重要性が強調されている。その成果として、現在の大分県の義務教育段階における学力、体力は年々向上を続け、全国的にも上位に位置するようになっている。ただし、現在、これまで教育の現場をリードしてきた世代が大量退職する時期に突入し、次世代リーダーの育成も急務になってきた。同時に若年層の割合が増加していくなかで、若手教員のリーダーとして活躍できる人材も求められる。これらのリーダーには、単なる経験則に基づく教育観や指導技術ではなく、科学的根拠に裏付けられた教育理論を基盤とした知識技能に拠るリーダーシップを発揮することが期待される。そのような人材を育成するためには、「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として位置づける」(平成 24 年 8 月中教審答申)という方針のもと、専修免許状の取得を可とする教育課程において、高度な専門的知識と実践技術の習得を保証する教員養成を行う必要がある。

本研究科の基礎となる学部教育を行っている大分大学教育学部は、大分県の教員養成を中心的に担い、これまで多数の教員を輩出してきた。特に、幼稚園から小学校、中学校(10教科)、高校、特別支援学校の教員養成を通して地域の大学として果たしてきた役割は大きい。幼小連携や小中一貫教育など隣接校種における教育を見通せる教員、特定教科や特別支援教育の専門性を有する教員、複数の校種や教科の免許を保有する教員など、地域の教育現場からのニーズに応えうる教員養成を実行できるのは、大分県内では大分大学だけである。また、本学部の実践力や即戦力育成を重視した教育内容や方法の有効性は、教員就職率や教採合格率がこの数年、全国トップクラスを維持しているという実績にも反映されている。

新たな教職大学院では、特色ある本学教育学部における教員養成の理念や手法を受け継

ぎ、さらに高度な実践力の育成を実現することを目指す。大分県内では唯一の専修免許状の課程認定を受ける大学院であり（平成 30 年度現在）、現代の教育課題に的確に対応可能な教員を輩出し、地域の教育力全体を向上させることに多大に貢献すると考えられる。また、大分大学では、経済学部や理工学部でも中学校、高校の教職課程認定を受けている。それぞれの学部で高度な専門的知識を学んだ学生にとって、実践的な授業力や指導力を習得する場の選択肢は、大分県内では本教職大学院以外にはない。以上のことを総合的に鑑みても、教職大学院を大分大学に設置する意義を認めることができる。

3. 理念・目的・人材養成像

教育学研究科の目的は、学部教育で培われた基本的知識と教育的指導力、また、学校教育現場における経験を通して蓄積した教育者としての資質能力を、教職大学院で学修する教育理論を基盤とする高度な教育実践力にまで高めた学校教員を輩出することで、地域教育がかかえる課題の解決と将来の学校教育の発展に寄与する。そのために、「新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー」や「新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員」を養成することである。

この目的を達成するために、養成する人材像（教師像）を次のように定めた。

(1) スクールリーダーとして活躍する教員の養成

- 1) 校長、教頭や主任等としてリーダーシップを発揮し、組織的、一体的で効果的に機能する学校運営を実現できる経営力を持ったスクールリーダーとなり得る教員
- 2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のような新しい学校づくりにおいて必要とされる家庭や地域との連携力を持ったスクールリーダーとなり得る教員
- 3) いじめや不登校などの多様な教育課題にチーム学校として対応できる組織づくりを実現する学校運営に取り組む力量を持ったスクールリーダーとなり得る教員

(2) 高度な実践力で新たな教育を開拓する教員の養成

- 1) 知識・技能を活用する学習活動、課題探求型の学習、協働的な学びなど、新しい学びをデザインできる実践的指導力を備えた教員
- 2) 学力や生徒指導上の課題、特別な支援を要する児童生徒に対しても、学校内外の人的資源を活用しながら組織的に子どもたちの自己指導能力を育成できる実践的指導力を備えた教員

② 研究科、専攻等の名称および学位の名称

本専攻は、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成と、新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員の養成を目的と

した「教職開発」のための学びの場である。したがって、本専攻の名称を「教職開発専攻」とし、学位の名称を「教職修士（専門職）」とする。

1. 研究科名称

【大分大学大学院 教育学研究科】 Graduate School of Education, Oita University

2. 専攻名称

【教職開発専攻】 Advanced Studies on Professional Development of Teachers

3. 学位名称

【教職修士（専門職）】 Master of Education (Professional)

なお、本学位（修士号）の授与方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のとおりである。

- 1) 学校や教職の社会的役割と果たすべき使命を理解し、ビジョンを持って学び続けることができる。(DP1「使命感・責任感」)
- 2) 学校経営，教科指導，学級経営，生徒指導，特別支援教育などの高度な専門的知識を有し，理論と実践の往還を通じた教育を具現化できる。(DP2「専門性・実践力」)
- 3) 高度な専門的知識を基盤にした省察を行うことで，未経験の課題にも対応しうる教育を創造できる。(DP3「省察力・創造性」)
- 4) 学校の多様な課題に対し，高度な専門性を発揮できる組織の中核的なリーダーとして，他者と協働しながら解決を図ることができる。(DP4「協働性・先導力」)

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成の考え方

本研究科の基本理念・目的を達成するために，以下の基本方針（カリキュラム・ポリシー）に従って教育課程を編成する。

(1) 教職に求められる高度な専門的資質・能力の基礎となる学識，教養および技能を身につけるために「基礎理論科目（共通5領域）」を開講し，必修とする。

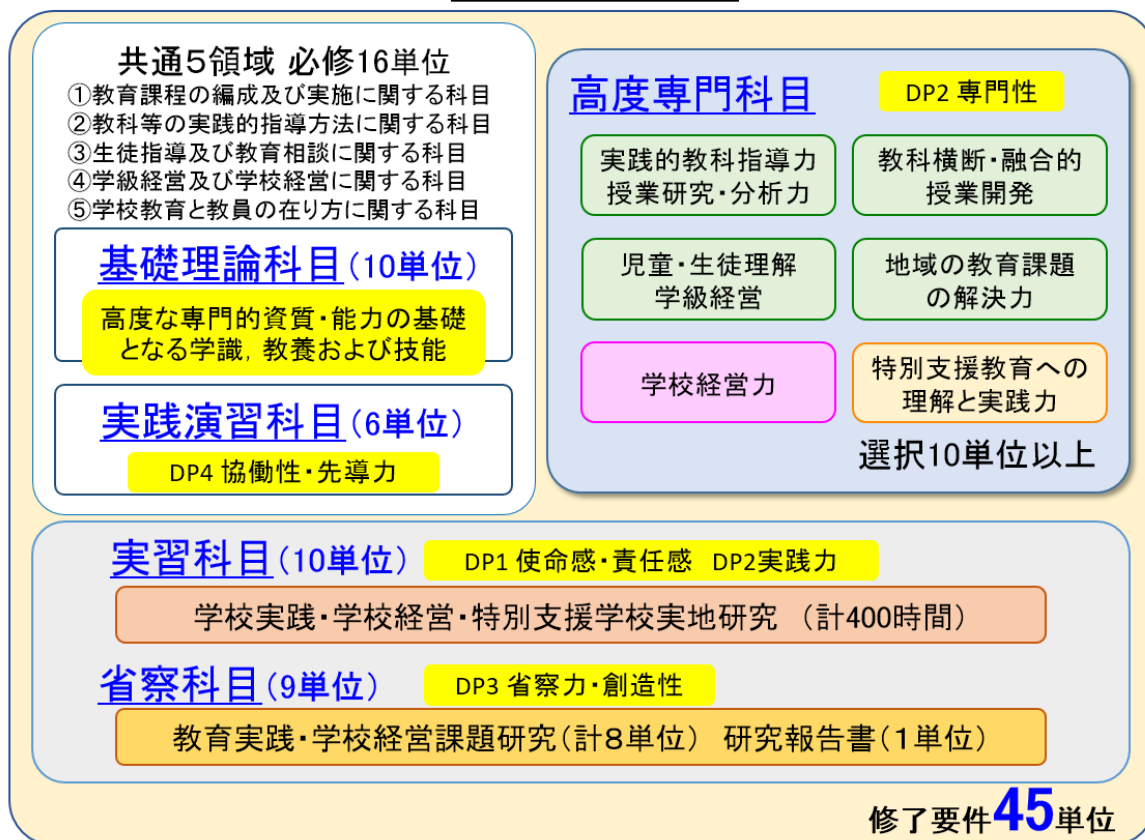
教職大学院では，総合的な指導力を育成するために履修すべき基本的要素として共通に開設すべき5つの領域が提示されている。本教育課程では，この共通5領域に関する科目

として、まず必修の「基礎理論科目」を各領域毎に1科目（2単位）、計5科目（10単位）を開講し、すべての院生が共通で受講することとする。ここでは、個々の領域に関わる教育理論や実践上の課題について基礎的・専門的な知識や現状の課題の理解を深める。

(2) 様々な知見を活用し、他者と協働して課題解決できる力を身につけるため「実践演習科目（共通5領域）」を選択必修とする。（DP4「協働性・先導力」の育成）

共通5領域に関する科目として、「実践演習科目」を開講する。「基礎理論科目」で習得した知識や課題認識を基盤として、現実直面しうる教育課題の理解と課題解決のための実用的な知識・技術を習得するための学びを行う。「学校マネジメント」（領域4）、「教科指導・児童生徒理解」（領域2, 3）、「特別支援教育」（領域2, 3）の3分野にわたる6科目の中から、各院生のキャリアステージ（新人・中堅・管理職教員など）や修学目的に応じて一つ分野を選択し、2科目計4単位を習得する。さらに全員必修の科目として「学校実践総合演習」（領域5）を受講する。この科目では、各分野で実践的な専門性を高めた院生同士がチームを組み、ラウンドテーブルやケーススタディのスタイルで協働的な課題解決の方法を習得する。「基礎理論科目」の必修10単位と合わせ、16単位を共通5領域に関する必須取得単位とする。

教育課程の編成



(3) 各々の院生の問題意識や関心に応じて発展的に学修できるよう「高度専門科目」を設置する。(DP2「専門性」の育成)

教職大学院では、年齢、経歴、学校種、専門領域も異なる多様な院生が共に学ぶ。それぞれの学びの目的や背負っている使命、修了後の学校における役割なども異なっている。そこで、「高度専門科目」では、各院生が自らのニーズに応じて選択可能な科目を開講する。「児童生徒理解・学級経営に関する領域」、「授業研究・授業開発に関する領域」、「学校マネジメントに関する領域」、「特別支援教育に関する領域」、「学校研究に関する領域」の 5 領域計 22 科目の中から、5 科目（10 単位）以上を選択し履修する。

(4) 教育現場における教育活動や実務全般を総合的に体験することで、教職の社会的役割や使命を理解し、学修を教育活動に生かすことができる実践力を身につけるため「実習科目」を必修とする。(DP1「使命感・責任感」・DP2「実践力」の育成)

「実習科目」では、各々の修学目的に応じて、「学校実践」（新人・中堅教員）、「学校経営」（管理職候補教員）、「特別支援」（特別支援学校教員）のいずれかの領域の実習を選択し履修する。各領域の実習は 2 年間で 10 単位（計 400 時間）の必修科目となる。現職院生は、教育学部附属校園や連携協力校における基礎的な実習を経たのち、自らの現任校における実習を行う。

(5) 高度な専門的知識を基盤に実践を省察し、課題解決に向けて教育活動を創造できる力を身につけるために「省察科目」を必修とする。(DP3「省察力・創造性」の育成)

実習における実践経験に基づいて習得した知識・技術を、教育理論の観点から省察し、新たな課題発見や教育活動の改善・開発を行う力を育成するために「省察科目」（2 年間計 8 単位）を開講する。なお、実習科目と省察科目を通した「理論と実践の往還」による学びの成果は、教育実践研究報告書（1 単位）としてまとめ提出することを必修とする。

以上の科目の実施においては、学校現場での実習や実際の教育実践を題材とした「理論と実践の往還」を取り入れる。

また、学修成果の評価については、各科目のシラバスにおいて評価基準を明示し、その基準に従って適切に行う。

開講科目の一覧は、表 1 に示している。

表 1 教職開発専攻開講科目一覧

科目区分	領域	科目名
(共通 5 領域) 基礎理論科目 必修 10 単位	教育課程の編成・実施に関する領域 (領域 1)	カリキュラムデザイン基礎 (カリキュラムデザインの理論と実践)
	教科等の実践的な指導方法に関する領域 (領域 2)	授業開発・学習指導基礎
	生徒指導, 教育相談に関する領域 (領域 3)	生徒指導・教育相談・特別支援基礎
	学級経営, 学校経営に関する領域 (領域 4)	学校の組織づくり基礎
	学校教育と教員の在り方に関する領域 (領域 5)	教員の専門性開発基礎
(共通 5 領域) 実践演習科目 必修 2 単位 選択必修 4 単位	教科等の実践的な指導方法に関する領域 (領域 2)	授業研究・子ども理解総合演習 I
	生徒指導, 教育相談に関する領域 (領域 3)	授業研究・子ども理解総合演習 II
	学級経営, 学校経営に関する領域 (領域 4)	学校マネジメント総合演習 I
	学級経営, 学校経営に関する領域 (領域 4)	学校マネジメント総合演習 II
	教科等の実践的な指導方法に関する領域 (領域 2)	特別支援教育総合演習 I
	生徒指導, 教育相談に関する領域 (領域 3)	特別支援教育総合演習 II
	学校教育と教員の在り方に関する領域 (領域 5)	学校実践総合演習
高度専門科目 選択 10 単位以上	児童生徒理解・学級経営に関する領域	子ども理解・学校生活の理論的探究
		子ども理解・学校生活の実践的開発
		子ども支援の理論と実践
		学級における個と集団のとらえ方の実践研究
	授業研究・授業開発に関する領域	学びの理論と学習環境デザイン
		授業分析の理論と実践研究
		授業開発力の育成と新教科領域の開拓 I
		授業開発力の育成と新教科領域の開拓 II
	学校マネジメントに関する領域	学校経営の理論と実践研究
		教育法規の解釈・運用に関する実践研究
		学校危機管理の理論と実践研究
		学校間連携・地域連携の実践研究
		校内研究と教職員の職能成長の実践研究
	特別支援教育に関する領域	障害児心理のアセスメントと事例研究
		肢体不自由児の理解と支援
		障害児心理の体験的な理解と支援
		発達障害児の特別支援教育
		自閉症児者の行動理解
		病気の子どもの理解と支援
		病気の子どもの支援と実践研究
		特別支援教育・障害児支援の現状と課題
	学校研究に関する領域	教育データの分析と活用
実習科目 選択必修 10 単位	学校実践に関する実習	学校実践基礎研究
		学校実践実地研究 I
		学校実践実地研究 II
	学校経営に関する実習	学校経営プロジェクト I
		学校経営プロジェクト II
		学校経営プロジェクト III
	特別支援教育に関する実習	特別支援学校実践基礎研究
		特別支援学校実践実地研究 I
		特別支援学校実践実地研究 II
省察科目 選択必修 9 単位	学校実習の省察に関する領域	教育実践基礎研究
		教育実践課題研究 I
		教育実践課題研究 II
		学校経営課題研究 I
		学校経営課題研究 II
	研究報告書	教育実践研究報告書

2. 教育課程の特色

平成 28 年度（H28.4）に設置された現在の教職開発専攻は、平成 29 年度（H30.3）に第一期の修了生を送り出し、その教員就職率は 100%であるなど、一定の教育成果を残しつつある。新たな教育課程を編成するにあたっては、現在の専攻の特色の良い面を維持・改善し（特色(1)～(3)）、かつ最近の教育や社会の動向やニーズも考慮して新たな特色（(4)～(6)）を加え以下のように設定した。

特色(1) 「協働性」と「先導力」を高め、組織的に問題を解決する力を養成

今日の学校は、それがどのような問題や課題であれ、教員が個別的に対応するのではなく、学校が組織的に対応することが求められている。大分県においても、目標達成に向けた組織的な取り組みを進めるための学校運営体制の構築の重要性が強調されている。共通科目やその他多くの科目では、現職院生と学卒院生がチームを組んで学習する形態をとり、かつ、それに対し、研究者教員と実務家教員の協働による支援・指導を行う。ここでは、現職院生は先導力を発揮し、学卒院生は協働的な関係の中で問題解決に取り組むことで、組織力を育成していく。

現職院生と学卒院生にとって、チームはいわば擬似的な「学校」である。管理職などのスクールリーダーをめざす現職院生にとって、学卒院生や若手・中堅の現職院生と学習を共有したり経験を交流したりすることは、すべての教職員に目配りの効いた学校運営を実現する上で、きわめて有意義であると考えられる。同時に、特に学卒院生にとっても、若手・中堅の現職院生はもとより、管理職などをめざす経験豊富な現職院生と学習を共有し、経験を交流することは、学部では基本的に経験できないことであり、有力な新人教員に育っていく上で貴重な機会となる。つまり、現職院生がメンターとして、学卒院生がメンティーとして機能するチームで学習を展開することによって、教育効果を高めることができる。

そして、そのようなチームを、研究者と実務家という異なる視点と立場を持つ教員が協働的に支援・指導することで、現職院生と学卒院生の学びのリフレクションを促進し、さらに学びを発展・深化させることが可能となる。院生個人の課題学習から院生同士のチームによる協働学習へ、さらには大学教員を含めた専門家チームとして学習活動を深めていく授業スタイルを構築する。

以上のような疑似体験的な学修を核とする代表的な科目として、実践演習科目「学校実践総合演習」（領域 5）がある。専門性や教職経歴の異なるメンバーがチームを組んで、具体的な問題事例（例「校内のいじめ」）を課題として、管理職、担任教諭、各分掌の主任などの仮想的な役割を受け持ち、協働的に解決策を立案する。専門的な知識や経験を融合して、実践的な課題解決力に橋渡しをする科目として、すべての院生が履修することになる。

特色(2) 学校実習における実践経験と理論的側面からの省察を常時往還させる学び

教職開発専攻の設立時より、学卒院生にも現職院生にも学校における実習を必修として課している。経験豊富な現職院生にとっても、多校種にわたって学校現場の実態を観察したり、関連機関との連携の現場を体験したり、管理職のシャドウイング（観察・体験）等を通して、ふだんは一般の教諭の目に触れることのない学校や学校を取り巻く地域の多様性や管理職の職務の実態を知ることが、貴重な学びの機会となるからである。

管理職等のスクールリーダーを目指す現職院生向けには、連携協力校や関係機関等における観察・体験等とその省察を通じて、職務や意義について理解を深め、自らの現任校の現状を相対的に捉えることで学校経営上の課題を明らかにすることを目的とする「学校経営プロジェクトⅠ」を実施する。「学校経営プロジェクトⅡ」では、実習の場を現任校に移し、実際の学校経営上の課題を明らかにし、課題解決に向けた具体的な方策(学校改善企画書)を構想する。「学校経営プロジェクトⅢ」では、この企画書に基づき、学校改善の方策について実施・評価・改善を行い、その過程や成果について省察することを通して、スクールリーダーに求められる資質・能力を形成する。

学卒院生やミドルリーダーを目指す現職院生向けには、まず、附属四校園(幼・小・中・特別支援)と公立の高等学校における観察・体験を通して、各教育段階の特徴とその連続性、インクルーシブ教育などの教育活動に対する理解を深め、教育上の課題を幅広く把握するために「学校実践基礎研究」を実施する。さらに、「学校実践実地研究Ⅰ・Ⅱ」において、自らの研究課題を探究するために実習校(現職院生は現任校、学卒院生は連携協力校)を定め、観察や授業実践等を行う。

特別支援教育を専門とする現職院生や学卒院生は、特別支援学校や福祉等の関係機関における実地観察や体験を通して、障害児・者に対する教育や療育等の現状を把握し、障害児・者の自立や社会参加に関する課題を理解するために「特別支援学校実践基礎研究」を実施する。さらに、「特別支援学校実践実地研究Ⅰ・Ⅱ」において、自らの研究テーマとする教育課題に対する解決策や改善策を構想し、授業実践と省察を繰り返しながら解決策を洗練する。

以上の学校実習における実践経験に対して、理論的、学術的な視点を加えて省察するために、実習と並行して「省察科目」を行う。実習では、学校現場で生起している実際の課題への解決策を構想して実施したり、創造的な新たな学びを実践する授業を提案・実施したりする。このような実践案や指導計画に対して、省察科目では、最新の学問的知見などの研究者サイドや豊富な経験に基づく専門的な実務家サイドからの評価・分析を加え、改善や修正を行っていく。ここには、教職開発専攻の専任教員のみならず、すべての教科の内容や教育方法、生徒指導や学級経営など多岐にわたる分野におけるプロフェッショナルが揃う学部教員(兼任教員)が必要に応じて指導に参加していくことで、より深い専門的、実用的な省察を実現していく。

特色(3) 在学中も修了後も、生涯を通じて学び続ける教員を養成・支援する仕組み

常に変化し続ける教育現場のニーズや新たな教育課題に対応するために、教員には生涯を通して学び続ける姿勢が求められる。決して現状に妥協することなく、より良い教育を追及していこうとする教員の姿は、積極的に学び、貪欲に成長しようとする学び手のモデルとして児童生徒の前に立つ上でも不可欠となる。

教職開発専攻では、在学中も修了後も、学び続ける教員を支援することを目的として、平成30年度よりホームカミングデーを実施することとした。ここでは、在學生と修了生が共に集い、修了生による現在の学校における実践報告の発表や、修了生の勤務に関するグループディスカッションなどを行った。特に、ディスカッションにおいては、修了生が現在抱えている困りや悩みなどに対して、大学教員や院生からの助言や解決案の議論が行われた。ホームカミングデーは、在學生にとっては、現在の大学院の学びが将来の教職にいかに関結しているのかを再確認できる場として意義がある。また、修了生にとっては、生涯を通じた自らの教職活動の支援を受ける場として活用できる。現在はまだ修了生の数が少なく、しばらくは年1回の開催に留まるが、将来は定期的に複数回の開催を実現し、随時修了生をサポートできる体制を整えていく。

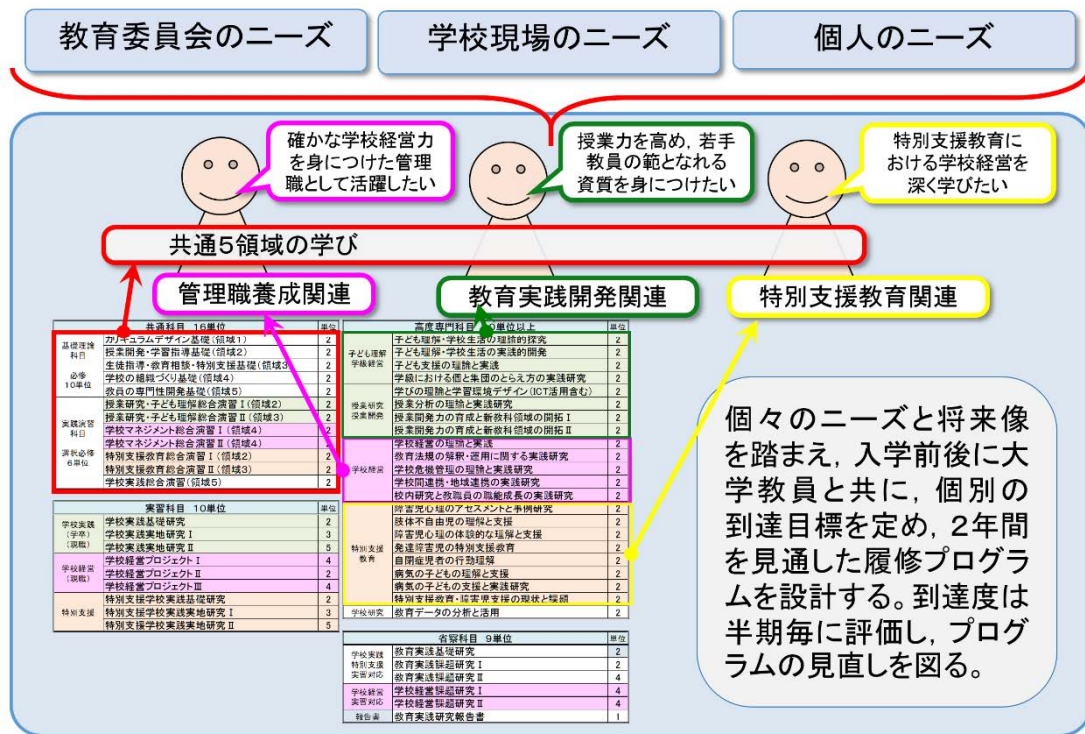
また、修了後も、さらなるスキルアップ、キャリアアップを目指して、専攻で開講している科目を再度聴講したり（聴講生制度）、在学時には履修できなかった科目を新たに履修して単位認定を受けたり（科目等履修生制度）することができる。例えば、新卒で入学してきた際には、授業開発や学級経営の領域を中心に履修して修了した者が、管理職を目指す時期を迎えた際に、新卒時には学修できなかった学級経営の領域を新たに学び直すことができる仕組みである。改めて入学し直すことなく、最小限の授業料負担だけで、単位を積み上げキャリアアップに活用することができる。

さらに将来的には、履修証明制度などを活用し、入学前に受講した教育委員会主催の研修会や教職大学院主催の公開セミナーや研修講座等の修了証明を取得し、大学院入学時に申請することで、在学中の単位として認定する制度を設けたいと考えている。これについては現在、『県教育委員会と大分大学教育学部等との連携協力推進協議会』において、その必要性や制度設計について協議しているところである。

特色(4) 個別の「学びのニーズ」に柔軟に対応する履修プログラム制

新たな教育課程では履修プログラム制を採用する。従来は、入学時から学校経営コースと教育実践コースに分かれ、必修の共通科目に加えそれぞれのコースにおいて指定された科目を履修していた。ここでは履修する際に殆ど科目選択の余地がなく、例えば自らの興味関心や現任校におけるニーズ等に応じて、学びの幅を広げるといったことが困難であった。そこで、新たに教育課程を再編するにあたっては、各院生の学びのニーズに応じて、柔軟に学修過程を設計可能な履修プログラム制を採ることとした。

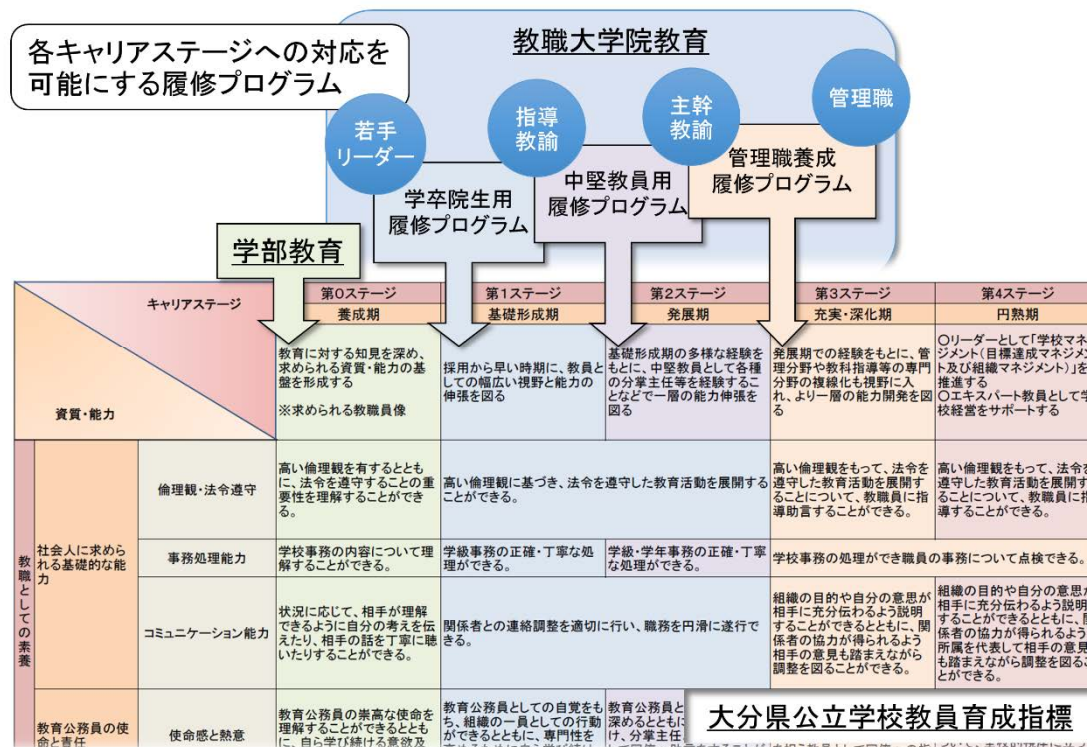
教育現場の多様なニーズに応える履修プログラムの設計



教職大学院に進学してくる院生は、基礎的な指導力をさらに向上させ、専修免許状の取得を目指す学部卒の院生、学校現場から将来の管理職候補として推薦されてくる教員、現任校において直面している課題の解決を期待されて派遣されてくる教員、個人的に抱えている教育課題の解決や自らの指導技術の向上を求めてくる教員など、その目的やニーズは多様である。院生定員の倍増に伴い、この多様性もさらに広がることが予想される。このように在学中の学修のニーズも修了後の教職キャリアのプランも異なる個々の院生に対応するためには、履修プログラム制が有効だと判断した。

履修プログラム制のもとでは、各院生は入学前後に担当の大学院教員と共に、進学目的や研究課題を踏まえて、自らの到達目標を定め、履修計画を設計する。この履修計画は、単に個人的な興味関心に従って選択できるというものではなく、学校現場の期待や、解決すべき課題、修了後の学校現場において求められている役割などを十分に考慮し、自らの近い将来のキャリアステージにおいて、最も必要とされる学習内容を修められるように設計する。特に、修了後に大分県の教員になる場合には、「大分県公立学校教員育成指標」と照合しながら自らのキャリアステージに必要な学習内容を精査していくことになる。ここでは複数の大学院教員、特に大分県での教育経験が豊富な実務家教員のアドバイスを受けながら、慎重に履修計画を作成する。

大分県公立学校教員育成指標と履修プログラムの関係



特色(5) 教科横断・教科融合的な授業開発・授業研究

『国立教員養成大学等に関する有識者会議報告書』（平成 29 年 8 月）において、今後の教職大学院の指針の一つとして、「学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入」を進めていくことが示された。従来の教育学研究科では、各教科領域別の教育や研究は、主に修士課程（学校教育専攻）で行ってきた。今回、学校教育専攻と教職開発専攻（教職大学院）を統合・一本化するにあたり、学校教育専攻で一定の教育研究成果を重ねてきた教科領域の教育研究機能を、新たな教職開発専攻の教育課程に取り込む。ただし、多くの修士課程にあったような教科別に独立した教育内容ではなく、上述の『有識者会議報告書』でも指摘されているように、教科横断型または教科複合型で、学校現場の実情に即した実践的な教育内容に変更する。

旧来の修士課程における批判は、大学院における学修が専門分野の研究のみに費やされてしまい、狭い範囲に限定され、教育実践との関連が薄い学修内容にとどまってしまった点に向けられている。ただし、基本的な考えとして、個々の教科や単元の理解を深めていくことは必要であり、将来、教員（授業者）になった際に、必ず役に立つ。また、ある研究テーマを学術的に深く追及していく経験も、例えば児童生徒が行う自由研究等の課題を指導する場面などで活かせる。一方で、各教科名を冠する科目を個別に立てている限り、教科複合・融合という授業の構想や発想の広がり、院生の中に生まれてくることを保証することは難しい。以上の点に留意し、新たな教育課程では、教科教育と教科専門の教員が共同で開

講する高度専門科目「授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ」,「授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅱ」の2科目を構想した。

この授業の主となるねらいは、予測困難な時代を教科実践の側面から立ち向かう教科指導のプロフェッショナルに必要な資質の習得を目指すことにある。学修者の学びに向かう力（興味・関心、使命感・責任感）を原動力として、1つの教科を深く掘り下げる探究型の学習、あるいは多面的・多角的に考える教科連携・融合型の学習等を適宜選択し、教科内容や教育方法に関する学術的な研究知見を、具体的な授業計画に応用する方法を学ぶ。

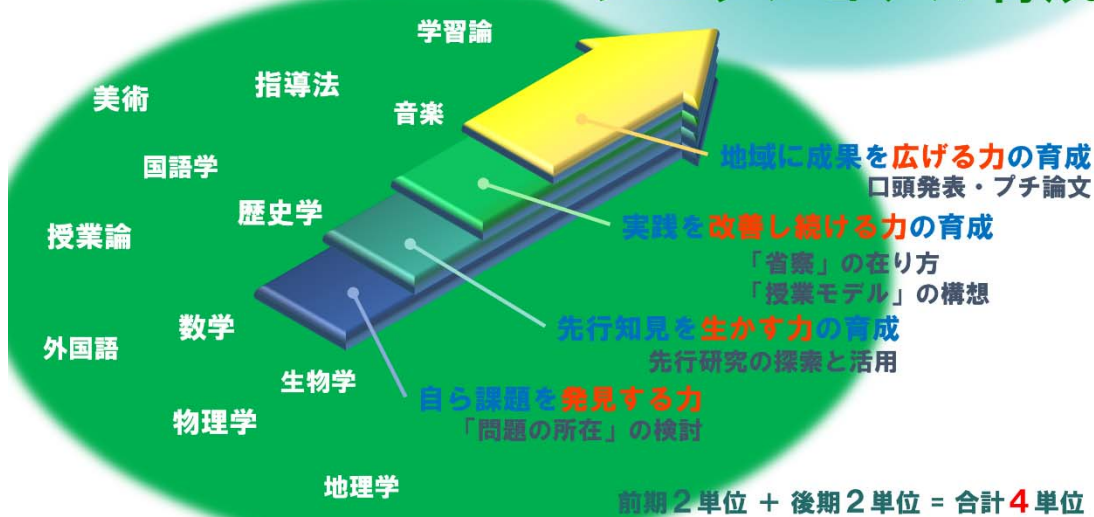
教科教育と教科専門の教員、あるいは複数の教科の教員がチームとなって、共同で各院生の研究テーマに対する指導を行っていく。この科目における院生の学習・研究成果に対する評価の観点は、学術的な価値よりも、実際の授業としての実現可能性や予想される教育効果などの実践上の価値に重きを置く。

教科領域の導入－「授業開発力の育成と新教科領域の開拓」

特色1 学びのスタイルを学生が選択する
探究型 or 横断型

特色2 教科の専門性を授業開発に生かす

変化する社会に対応
した新しい授業を創造する
**授業実践のプロ
フェッショナル育成**



特色(6) 新たな時代に対応した学びの方法と内容

Society5.0に向けて取り組むべき教育政策の方向性として、①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却の3点が示されている(『Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる, 学びが変わる～』平成30年6月)。

この中で、③「文理分断からの脱却」に関しては、特色(5)に前述した高度専門科目「授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ・Ⅱ」との関連が深い。この科目では教科の枠を超えた知の融合、創造的な知の総合を授業の中でいかに実現できるかを探究する。

①「公正に個別最適化された学び」に関しては、新たな教育課程では、高度専門科目「学級における個と集団のとらえ方の実践研究」、「学びの理論と学習環境のデザイン」、「教育データの分析と活用」との関連が深い。「学級における個と集団のとらえ方の実践研究」では、個々の子どもの理解および、個々の子どもの個人差を踏まえつつ個性を活かした学級づくりに関する事例分析演習などを通して、公正に個別最適化された学びを実現するための土台となる理論的捉えを追究する。また、「学びの理論と学習環境のデザイン」では、エビデンスに基づいて（evidence based）ではなくエビデンスを活用して（evidence informed）実践できる力の育成のため、ICTを活用した電子ポートフォリオなど、個人の学習状況等のスタディ・ログを活用した教育とその評価について探究する。さらに、同科目では、③「基盤的な学力や情報活用能力の習得」に関して、人の学習過程の特徴を理論的に踏まえた学習指導の方法やICTによる学習支援（EdTech）について言及する。

上述のような新たな時代に対応した学びを実現するためのデータ活用能力を育成するために、「教育データの分析と活用」を開設する。同科目では、一人ひとりの児童生徒の学力、体力、学校適応等の指標となる客観的な量的データを、推測統計学の手法を用いて実際に分析し、集団の傾向とそこでの個人特性を把握し、指導計画に活用する方法や考え方を学ぶ。

加えて、新たな教育課程では、特別支援領域の科目を導入している。ここでは、障害の診断名などのラベルに惑わされず、個別の丁寧なアセスメントに基づいて個々の障害特性を理解し、それに応じた指導計画の立案や教材準備の方法や考え方を実践的に学ぶ。この学びは、特別支援教育を専門とする、もしくは特別支援の専修免許状の取得を目指す者だけでなく、学校種に関わらず、また、管理職にとっても、「個別最適化された学び」を理解し、実践できる教員になるために必要なものとなる。

3. 学校教育に関する「理論と実践の融合」を担保する具体的方策と教育課程

本専攻においては、一部を除き、殆どの授業を研究者教員と実務家教員の複数による共同開講のスタイルを採る。単なるオムニバスの形式にはせず、毎回の授業がチーム・ティーチングのスタイルで、学術的、理論的な面と実践的、経験的な面の両面からの指導を実施していく。

授業内容も理論的な探究のみにとどまるものは皆無であり、すべての授業科目において、理論と実践をつなぐことを意図した学習活動を取り入れる。共通 5 領域に関して学ぶ必修の「基礎理論科目」では、理論的知見に関して、講義、もしくは演習における院生の発表や議論を通して理解を深めた後、具体的な実践事例にあてはめることで、その理論の実践的な価値・意義を確かめ、さらには、指導案や学級経営案などの指導計画を、グループワーク等を通じて作成し、その効果について意見を交わす。共通 5 領域の学びを、さらに実践的な知

識やスキルに昇華する「実践演習科目」では、院生は個々の就学目的やキャリアプランに応じて、「授業研究・子ども理解」（領域 2, 3）, 「学校マネジメント」（領域 4）, 「特別支援教育」（領域 2, 3）の 3 つから一つの領域を選択し、現実には起こりうる問題を想定して、その課題解決を疑似体験しながら学びを深める。また、必修の「学校実践総合演習」（領域 5）では、各院生と担当教員が異なる役割や立場（例えば、校長、教頭、主任、学級担任、保護者、特別支援教育コーディネーターなど）をとり、学校現場を想定したロールプレイの中で、教育課題の解決を疑似体験し、学校における個々の教員としての在り方や協働的な関係の中での自らの役割について省察を深める。

「高度専門科目」においても、優れた成功事例だけでなく、失敗例も含めた事例検討、指導計画や経営計画の構想、指導場面や保護者対応場面を想定したロールプレイ、模擬授業や模擬職員会議、専門家（教員）を交えた模擬ケース会議など、多様な学習形態を導入し、実践を想定した知識の活用、応用を体験的に学んでいく。

また、「基礎理論科目」や「学校実践総合演習」などの必修科目をはじめ、多くの科目において新卒の院生と現職の院生の学び合いの機会が設けられるが、これも特色(1)で述べたように、チーム学校における教員同士の協働による問題解決の疑似体験の場として、実践力の育成に寄与するものである。

学校における実践を含む実習は、最も実践的な学び場となるが、特色(2)で述べたように、実習が単なる実践経験の積み重ねで終わらないように、常に「省察科目」を実習と同時並行で行い、学校現場と大学の往還によって理論との融合・照合を図りながら、実践力の向上を目指していく。

4. 共通 5 領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたる授業科目の開設

共通 5 領域に関わる科目は、基礎理論科目および実践演習科目において開設する。基礎理論科目に含まれる 5 科目 10 単位と、実践演習科目の「学校実践総合演習」は必修である。また、その他の実践演習科目からは、選択必修として 2 科目 4 単位を履修する。これらを合わせて、共通 5 領域に関して計 16 単位を取得する。

(1) 教育課程の編成・実施に関する領域（領域 1）

カリキュラムデザイン基礎（カリキュラムデザインの理論と実践）（必修 2 単位）

(2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域（領域 2）

授業開発・学習指導基礎（学習指導の方法と学習支援）（必修 2 単位）

授業研究・子ども理解総合演習Ⅰ（選択 2 単位）

特別支援教育総合演習Ⅰ（選択 2 単位）

(3) 生徒指導、教育相談に関する領域（領域 3）

生徒指導・教育相談・特別支援基礎（必修 2 単位）

授業研究・子ども理解総合演習Ⅱ（選択 2 単位）

特別支援教育総合演習Ⅱ（選択 2 単位）

(4) 学級経営，学校経営に関する領域（領域 4）

学校の組織づくり基礎（必修 2 単位）

学校マネジメント総合演習Ⅰ（選択 2 単位）

学校マネジメント総合演習Ⅱ（選択 2 単位）

(5) 学校教育と教員の在り方に関する領域（領域 5）

教員の専門性開発基礎（必修 2 単位）

学校実践総合演習（必修 2 単位）

5. 授業科目履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標，到達目標）

教育学研究科において開設する授業科目において育成する資質能力を，表 2 に示す。

表 2 各授業科目の一般目標と到達目標

○共通科目

領域	科目名	一般目標	到達目標
共通5領域 基礎理論科目	カリキュラム デザイン基礎(カリキュ ラムデザインの 理論と実践) (領域 1)	・特色あるカリキュラムづくり の理論と実践に関する理 解を深め，課題を発見し， 具体的な対応を立案・検討 する力を養う。	・学習指導要領に基づきカリキュラム編成の原理について深く 理解するとともに，学校現場の事例を題材として現状の課題を 発見し，具体的な対応策を立案・検討することができる。 ・カリキュラムの点検・評価に関する原理について深く理解する とともに，学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し， 具体的な対応策を立案・検討することができる。 ・各教科等における特色あるカリキュラムづくりを行うための原 理について深い理解を有し，学校現場の事例を題材として現 状の問題を発見し，具体的な対応策を立案・検討することがで きる。
	授業開発・学 習指導基礎 (学習指導の 方法と学習 支援) (領域 2)	・授業における児童生徒の 学習活動と教師の教授活 動に関する理論に基づい た授業開発について考え る力を養う。	・学習指導の方法，学習支援の在り方に関する理解を深め，主 体的・対話的で深い学びを促す授業を開発することができるよ うになる。 ・高度な授業開発能力を身につけ，教科を統合した新たな学び を創造することができるようになる。
	生徒指導・教 育相談・特別 支援基礎 (領域 3)	・児童生徒の個性を活かす 教育環境の構成について 理解を深め，課題を発見 し，具体的な対応を立案・ 検討する力を養う。	・よりよい教育環境を構成するための生徒指導，教育相談，特 別支援教育に関する実践的知識について理解を深める。 ・学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し，具体的 な対応策を立案・検討することができる。
	学校の組織 づくり基礎 (領域 4)	・学校組織に関する基本的 な知識を習得し，学校にお ける組織づくりについて理 解を深め，課題を発見し， 具体的な対応を立案・検討 する力を養う。	・組織に関する一般的な知識を習得し，その知識を活用して， 学校現場の課題を発見できる。 ・学校組織の特徴を理解し，学校における教育課題を学校組 織の課題として捉え，具体策を検討することができる。 ・学校の状況に応じた組織づくりのあり方(組織開発の方法論) について，学校現場の事例を題材として問題点を発見し具体 的な対応策を立案することができる。
	教員の専門 性開発基礎 (領域 5)	・教師の学習に関わる理論 や分析の視点について学 び，学校現場の課題を発 見し，具体的な対応策を立 案・検討する力を養う。	・教師の専門性開発に関わる理論や実践的知識を理解した上 で，学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し，具体 的な対応策を立案・検討することができる。 ・教師の専門的知識の形成や実践を省察し改善する事例を題 材とした演習を通して，自らの専門性開発に役立て，教師の専 門的学習を支える学校づくりを具体的に構想することができる。

共通5領域 実践演習科目	授業研究・子ども理解総合演習Ⅰ (領域2)	・授業での学習支援と指導法に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。	・確かな学力の形成を促すための指導法について深い理解を有し、授業実践例を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。 ・各教科等の評価の基準を策定し、学力を適切に評価するための原理について深い理解を有し、学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。 ・ICTを活用した指導法について深い理解を有し、学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	授業研究・子ども理解総合演習Ⅱ (領域3)	・子ども理解に関する認識を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。	・より具体的・客観的に子ども理解するための教育相談、学習支援などに関する実践的知識について深い理解を有し、学校現場の事例を題材として現状の諸課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	学校マネジメント総合演習Ⅰ (領域4)	・学校のマネジメントに関する具体的な理解と学校をマネジメントの観点から分析する力を養う。	・スクールリーダーの資質能力、マネジメントの実践、学校の資源に関する理解を深め、学校をマネジメントの観点から具体的に分析し、その特徴を明確にすることができる。
	学校マネジメント総合演習Ⅱ (領域4)	・学校の諸課題の分析を行い、マネジメントの観点から課題を解決する知見を創出する力を養う。	・討論やロールプレイング等の演習を通して、マネジメントの観点から学校の諸課題を分析する力、その諸課題を解決するための実践的な力量を修得する。
	特別支援教育総合演習Ⅰ (領域2)	・特別支援教育における教科や特別活動、自立活動などにおける指導・支援の内容及び方法を構想する力を養う。	・特別支援教育における教科や特別活動、自立活動などの指導計画の作成演習や教材研究を通して、障害のある児童生徒に対する具体的な指導・支援の手立てを立案・検討することができる。
	特別支援教育総合演習Ⅱ (領域3)	・障害のある児童生徒に対する指導・支援の教育効果を高める諸要因を具体的な事例に適用する力を養う。	・障害種別等の事例研究を通して、障害のある児童生徒に対する指導・支援の教育効果を高める諸要因(アセスメント、保護者や専門機関との連携など)を洗い出し、指導に活用することができる。
	学校実践総合演習 (領域5)	・学校教育や教員に関わる実践上の課題を理解した上で、各々の知見を活用し異種の専門家と協働して課題解決を図る力を養う。	・学校現場の事例(いじめ、学級経営、インクルーシブ教育、学校の課題に即したテーマなど)の分析を通して、学校教育や教員に関わる実践上の課題に対する理解を深めるとともに、各々の知見を活用し異種の専門家と協働して課題解決の方策を構想することができる。

○高度専門科目

領域	科目名	一般目標	到達目標
児童生徒理解・学級経営に関する領域	子ども理解・学校生活の理論的探究	・学級担任に求められる役割を理解し、担任としての指導計画、業務評価に基づく改善計画などを構想する力を養う。	・学級担任の業務(学習指導、生徒指導、学級経営、連携など)を理解し、指導計画の作成や評価や改善の手立てを具体的に構想することができる。 ・教育科学の学問的知見と照合しながら、学級経営の実践事例を分析・考察することができる。
	子ども理解・学校生活の実践的開発	・学級担任として学級経営に関わる課題を解決するための実践的な新たな対応策を構想・開発するために必要な資質能力を養う。	・学級経営に関わる教育科学の理論的な知見を踏まえて、教育の現状や課題を説明することができる。 ・現代の教育課題を解決する実践方法を具体的に構想し、その成果を理論的に予測、評価することができる。

児童生徒理解・学級経営に関する領域	子ども支援の理論と実践	・学校カウンセリング・コンサルテーションに関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。	・子どもの心理的問題や不登校に関する実践的知識、カウンセリングマインドを活かした子どもとの関係づくりに関する実践的知識、専門機関・専門家・家庭との連携やオルタナティブスクールの活用、チーム援助に関する実践的知識について深い理解を有し、学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	学級における個と集団のとらえ方の実践研究	・児童生徒の良さと個性が発揮され共感的な人間関係が育まれる学級経営を実践するための力を養う。	・現代の児童生徒が置かれている現実や問題状況に着目し、学級における児童生徒の個性や関係性のとらえ方について、事例分析に基づいて、学級経営上の具体的な課題を他者との議論から分析できる。 ・教育学の研究知見や方法論を援用しながら、学級における個と集団のとらえる具体的な方法や、学級経営をめぐる実践を省察するための方法を用いることができる。
授業研究・授業開発に関する領域	学びの理論と学習環境デザイン(ICT活用実践研究を含む)	・学習を取り巻く諸要素を理解し学習環境デザインという視点から一つのシステムとして統合的に捉える力を養う。	・学習理論(人の学びの特徴)および、ICTを活用した実践的指導法について深く理解するとともに、授業デザインに結びつけることができるようになる。 ・「授業の計画・設計」「学習方略・学習過程」「教材・学習空間・ICT機器などの物理的要因」「授業及び学習者への評価・フィードバック」「教室文化」等の学習を取り巻く諸要素の理解に基づいて授業構成や学習指導を実践することができる。
	授業分析の理論と実践研究	・授業分析技術向上のための演習に取り組むことで、現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討する能力を養う。	・授業分析に関する理解を深め、課題を発見し、具体的な対応を立案・検討する力を養う。 ・授業分析技術向上のための実践的知識について深い理解を有し、学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ	・新たな時代に対応した授業の開発や学びの創造に挑戦するための資質として、探究・発見型、教科連携・融合型の学習について、学術的な研究成果をふまえた授業実践像を描ける能力を養う。	・学校教育における「授業」の重要性を理解し、使命感とビジョンをもって学び続けることができる。 ・教科指導に関わる高度な専門的知識を利活用し、理論と実践の往還を具体として実践できる。 ・専門的知識を基盤とした省察を行い、成果と課題を踏まえた展望を創造することできる。 ・学修を通して育んだ高度な専門性を、チーム全体の活性化のために生かすことができる。
	授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅱ		
学校マネジメントに関する領域	学校経営の理論と実践研究	・学校経営に関する理論を習得し、学校経営への理解を深め、現状の学校が抱える様々な課題を発見し、スクールリーダーとして具体的な対応策を立案する力を養う。	・学校経営に関する理論知と実践知を習得し、その知見を活かして、学校の課題を発見することができる。 ・学校における諸課題を学校経営上の課題と関連付けて捉え、具体的な対応策を検討することができる。 ・学校の状況に応じた経営のあり方について、学校現場の事例を題材として問題点を発見し具体的な対応策を立案することができる。
	教育法規の解釈・運用に関する実践研究	・教育法規の基本事項の原理を理論的に学び、教育法規と関わる事例を題材とした演習を通して、リーガルマインドのあるスクールリーダーに求められる資質を養う。	・教育法規の基本事項についての知識、学校実務における教育法規の解釈・運用に関する実践的知識を修得する。 ・現在の勤務校等を題材として教育法規に関する現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。

学校マネジメントに関する領域	学校危機管理の理論と実践研究	・学校危機に関する知識や学校危機管理の理論を修得し、高信頼組織としての学校づくりを担えるスクールリーダーとしての資質能力を養う。	・学校危機に関する知識や学校危機管理、高信頼性組織等に関する基本的な理論を修得し、学校現場の事例を題材として現状の課題を発見し、危機管理の側面から学校経営の在り方を具現化することができる。 ・学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定・改訂について深い理解を有し、現在の勤務校等を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	学校間連携・地域連携の実践研究	・学校間・校種間連携や地域資源を活用した開かれた学校づくりの原理を理論的に学び、事例を通して、現状の課題発見と具体的な対応策を立案・検討する能力を養う。	・地域とともにある学校づくりを重視する教育政策の流れを踏まえ、地域教育経営の視点から、学校・家庭・地域の相互連携の意義と課題を理解し、課題解決のための対応策を構想することができる。 ・学校運営協議会制度(コミュニティスクール)を活用した学校間連携・地域連携に関する実践的知識を修得するとともに、現在の勤務校等を題材として現状の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討することができる。
	校内研究と教職員の職能成長の実践研究	・校内研究や教職員の職能成長に関する理論や実践的知識を理解した上で、学校現場の課題を発見し、具体的な対応策を立案・検討する力を養う。	・教職員の職能成長(教職員の学習過程、協働的知識構築、メンタリング、学習のデザインなど)や、校内研究(目的やビジョンの共有、自律性・当事者性の支援、スクールリーダーの役割など)に関する理論や実践的知識を理解した上で、学校現場の事例や現任校の現状分析・課題生成を行い、具体的な対応策を立案・検討することができる。
特別支援教育に関する領域	特別支援教育・障害児支援の現状と課題	・地域における特別支援教育、インクルーシブ教育、障害児支援のための連携、学校現場における特別支援教育の現状と課題を理解し、対応策を構想する力を養う。	・特別支援教育における支援の現状と課題を理解する上での7つのテーマ(①「専門性」、②「環境整備」、③「就学・就学指導」、④「ユニバーサル・デザイン」、⑤「合理的配慮」、⑥「連携」、⑦「学校現場」)について、理論的・実践的知識を得る。・各種資料を理解した上で自らの視点で分析できる。・分析結果に基づき、解決のための議論・提案ができる。
	障害児心理のアセスメントと事例研究	・障害児心理のアセスメントの具体的な方法や意義について理解を深め、アセスメントの結果を踏まえて、障害特性に応じた指導法を構成する力を養う。	・障害児心理のアセスメント(知的機能のアセスメント、行動論的な観点からのアセスメント、適応機能や感覚の特異性に関するアセスメント)の具体について説明できる。 ・障害児心理のアセスメントに基づいて、個々の障害特性に応じた具体的な指導計画を構想することができる。
	肢体不自由児の理解と支援	・肢体不自由児もしくは動作に不自由のある知的障害児に対する「動作法」の指導を通して、「身体の動き」の仕組みの理解に基づき、指導を実践する力を養う。	・肢体不自由児の運動・動作の発達の特徴を説明することができる。 ・自立活動の内容の一つである「身体の動き」に関する理解を深めることができる。 ・「身体の動き」に関する具体的な指導方法を実践することができる。 ・肢体不自由児あるいは運動・動作に不自由のある知的障害児と動作や言葉等を介したコミュニケーションを取ることができる。
	病気の子どもの理解と支援	・さまざまな病気をもつ子どもの教育、病弱教育における子どもの教育、アセスメントについて理解し、そのような子どもの支援方法や教育上の配慮を理解する力を養う。	・病気の子どもの代表的な身体障害、健康障害、精神疾患の概要を説明することができる。 ・自身の持っている知識を子どもの理解に応用することができる。 ・病気の子どもに対するアセスメントとアセスメントを基にした教育的配慮について説明することができる。

特別支援教育に関する領域	病気の子どもの支援と実践研究	・病弱領域における実践的な課題を理解・探求し、自らの研究の観点を定め、問題設定できるための力を養う。	・病弱教育の実践において、医療との連携や評価に関する課題を発見し、説明することができる。 ・病弱領域における実践研究(授業研究や校内研究)について、自ら課題を立案し、計画することができる。
	障害児心理の体験的な理解と支援	・学校生活でLD等のある児童生徒が日常的に体験している困難さを、疑似体験することを通して理解し、具体的な支援を構想する力を養う。	・LD等のある子どもが学校生活で体験していると思われる困難さに伴う感情やストレスについて、疑似体験を通して理解することができる。 ・疑似体験を通して、LD等のある子どもにどのような支援ができるのか、どのように接すればよいかについて立案することができる。
	発達障害児者の特別支援教育	・発達障害教育の教育課程の理解に基づいて、「個別の指導計画」、および「個別的教育支援計画」を構想する力を養う。	・LD や ADHD 児など発達障害児の認知面・行動面の特徴について理解し、両面についての児童生徒の状態を把握できる。 ・学校場面において多く観察されるLD児者等の学習や問題行動について、教育的対応という視点から、実態把握・分析を行い、適切な教育課程と個別の指導計画、個別的教育支援計画を作成できる。
	自閉症児者の行動理解	・自閉症スペクトラム障害に関して、発達段階の行動的特徴を理解し、「個別検査」及び「心理学的モデル」から行動を説明する力を養う。	・自閉症スペクトラム障害児の①症状、②発達段階、③行動的特徴を、心理学的な観点から説明することができる。 ・認知処理、応用行動分析、心理学モデルの複数の視点から、実態把握・分析を行う包括的アセスメントの方法を習得し、適切な指導方法及び配慮(合理的配慮を含む。)を構想することができる。
学校研究に関する領域	教育データの分析と活用	・教育成果のエビデンスとしての教育データを客観的に測定・分析し、教育実践に活用、応用するための力を養う。	・教育的な取り組みの成果(児童生徒の成長・学習・適応、教師の指導力・経営力、保護者や地域社会の意識など)を客観的に測定し、実践計画の立案や改善のために活用していく方法を実践することができる。 ・量的なデータに対する推測統計学に基づく分析を実施し、教育現象や教育成果の説明に活用することができる。

○実習科目

領域	科目名	一般目標	到達目標
学校実践に関する実習	学校実践基礎研究	・各教育段階および特別支援学校における教育活動に対する理解を深め、現状の成果と課題を把握する力を養う。	・幼・小・中・高における教育の連続性や各教育段階における特徴を説明することができる。特別支援学校においては、特に、「インクルーシブ教育」「共生社会の形成」等について理解することができる。 ・自らが担う教育段階において、未来社会を担う人材育成はどのような位置づけにあるのか、また、その在り方はどうあるべきかという認識を明確に持ち、「教育実践研究」の課題(自己の研究課題)へとつなげることができる。
	学校実践実地研究Ⅰ	・実習を通して、研究対象に関連する授業を中心とした観察と分析、授業実践と省察等を行い、自らの研究課題について考察を深め、探究方を具体的に構想する力を養う。	・「教育実践研究」における自らの研究課題を設定し、その探究方を具体的に構想することができる。
	学校実践実地研究Ⅱ		・学校実践実地研究Ⅰにおいて構想した「教育実践研究」における自らの研究課題に迫るための具体的な探究方を学校現場で実践し、その経過および結果に関する分析を通じて教育的実効性を検証することができる。
学校経営に関する実習	学校経営プロジェクトⅠ	実習校(現任校)における学校経営上の課題を発見し、自ら立案した学校改善の方策について、実施・評	・連携協力校および関係機関等において職務のあり方や職務の意義を客観的に理解できる。 ・連携協力校および関係機関等の観察・体験に基づいて現任校の現状を相対的に捉えることができる。

学校経営に関する実習	学校経営プロジェクトⅡ	・価値・改善を行い、その過程や成果について省察することを通して、スクールリーダーに求められる資質・能力を養う。	・実習校(現任校)における学校経営上の課題を明らかにすることができる。 ・学校の課題解決に向けた具体的な方策を構想することができる。
	学校経営プロジェクトⅢ		・スクールリーダーの立場として自らが立案した学校改善の方策について、適切に実施できる。 ・学校改善の方策の成果や課題を適切に評価し、必要に応じて、適宜改善することができる。 ・スクールリーダーに求められる資質・能力について、自らの実践に基づき自己評価できる。
特別支援教育に関する実習	特別支援学校実践基礎研究	・学校や福祉の関係機関の現地観察や体験を通して、障害児・者に対する教育や療育等の現状を把握し、障害児・者の自立や社会参加に関する課題を発見し、具体的な対策を構想する力を養う。	・特別支援学校や福祉等の関係機関における障害児・者に対する教育や療育等の現状把握を基に、障害児・者の自立や社会参加に関する課題を発見することができる。 ・特別支援教育に関する自らの研究テーマを掘り下げる視点を明らかにすることができる。
	特別支援学校実践実地研究Ⅰ	・特別支援学校における教育体験を通して、自らの研究テーマとする教育課題に対する解決策や改善策を具体的に構想し、実践の成果を適確に評価する力を養う。	・自らの研究テーマとする教育課題に対する実践的な解決策や改善策を、具体的に構想することができる。
	特別支援学校実践実地研究Ⅱ		・特別支援学校実践実地研究Ⅰで構想した課題解決策を他者に伝わるように提案し、適切に実践することができる。 ・研究課題について探究し、その成果を教育実践研究報告書に適切にまとめることができる。

○省察科目

領域	科目名	一般目標	到達目標
学校実習の省察に関する領域	教育実践基礎研究	・観察や体験を通して教育の現状・実態を多角的に把握し、理論的な観点から考察する力を養う。	・教育現場の実態を踏まえた問題発見、研究課題の設定ができる。 ・教育現場の課題に対する理論的な分析や考察をすることができる。 ・教育現場の課題をさらに探究する方法を具体的に構想することができる。
	教育実践課題研究Ⅰ	・学校(実習校)における教育活動への実践的な参加体験を通じて、課題発見、解決策の立案、実践による検証、評価と改善、実践の報告の各局面において必要となる資質能力を養う。	・学校(実習校)の実態を理論的に分析し、具体的な課題設定ができる。 ・学校(実習校)の実態に即した対応策を構想し、その成果を検証するための研究方法を計画することができる。
	教育実践課題研究Ⅱ		・学校(実習校)において、課題解決の方策を実践し、その成果を客観的・理論的な観点から分析することができる。 ・実践の成果の分析に基づいて、課題解決策の改善をはかることができる。
	学校経営課題研究Ⅰ	・実習校(現任校)の学校経営上の課題に対して、現状の課題発見、改善策の立案、実践による検証、評価と改善、実践の報告の各局面において必要となる資質能力を養う。	・実習校(連携協力校・関係機関・現任校)の現状分析を踏まえて、学校経営上の課題を発見し、研究課題を設定することができる。 ・学校(現任校)の課題解決のための方法を計画することができる。
	学校経営課題研究Ⅱ		・学校(現任校)における課題解決のための改善計画を、理論的な観点を加えて検討することができる。 ・学校改善計画を実施し、その成果を理論的・実践的に検証し、協議を通じてさらなる改善に発展させることができる。

報告書	教育実践研究報告書	・理論と実践の往還の観点から、2年間の学習・研究を振り返り、報告書にまとめる力を養う。 ・各自の研究テーマの総括を行うことができる。 ・学校実習や教育体験等を理論的に分析することができる。
-----	-----------	--

6. 選択科目の設定における考え方、及び共通科目との内容上の関連性・体系性

教職開発専攻は、コース制ではなく、履修プログラム制を採っている。そのため選択科目「高度専門科目」は、原則自由に選択することができる。ただし、履修計画を立てる際には、各自の学修に対するニーズや修了後のキャリアプランなど、明確な目的の達成に必要な科目を選択しなければならない。そのため、例えば、管理職候補の現職院生であれば、共通領域4の学校経営に関する科目を中心に履修計画を組むことになる。

各共通領域と高度専門科目の関係は、表3に示した。

表3 共通科目と選択科目の対応

共通5領域の科目	関連する選択科目(高度専門科目)
(1) 教育課程の編成・実施に関する領域 カリキュラムデザイン基礎（基礎理論） （カリキュラムデザインの理論と実践）	学びの理論と学習環境デザイン 発達障害児の特別支援教育（特支）
(2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域 授業開発・学習指導基礎（基礎理論） （学習指導の方法と学習支援） 授業研究・子ども理解総合演習Ⅰ（実践演習） 特別支援教育総合演習Ⅰ（実践演習）	学びの理論と学習環境デザイン 授業分析の理論と実践研究 授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ 授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅱ 肢体不自由児の理解と支援（特支）
(3) 生徒指導、教育相談に関する領域 生徒指導・教育相談・特別支援基礎（基礎理論） 授業研究・子ども理解総合演習Ⅱ（実践演習） 特別支援教育総合演習Ⅱ（実践演習）	（生徒指導） 子ども理解・学校生活の理論的探究 子ども理解・学校生活の実践的開発 （教育相談） 子ども支援の理論と実践 障害児心理のアセスメントと事例研究（特支） 障害児心理の体験的な理解と支援（特支） 自閉症児者の行動理解（特支） 病気の子どもの理解と支援（特支） 病気の子どもの支援と実践研究（特支）
(4) 学級経営、学校経営に関する領域 学校の組織づくり基礎（基礎理論） 学校マネジメント総合演習Ⅰ（実践演習） 学校マネジメント総合演習Ⅱ（実践演習）	（学級経営） 子ども理解・学校生活の理論的探究 子ども理解・学校生活の実践的開発 学級における個と集団のとらえ方の実践研究 （学校経営） 学校経営の理論と実践研究 教育法規の解釈・運用に関する実践研究 学校危機管理の理論と実践研究 教育データの分析と活用

(5) 学校教育と教員の在り方に関する領域 教員の専門性開発基礎（基礎理論） 学校実践総合演習（実践演習）	学校間連携・地域連携の実践研究 校内研究と教職員の職能成長の実践研究 特別支援教育・障害児支援の現状と課題（特支） 教育データの分析と活用
---	--

7. 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方

学校における実習のねらいは、地域での教育課題に応えることのできる実践的な能力の育成にあるが、管理職候補の現職院生は学校経営能力、中堅の現職院生や学卒院生は実践的指導力を習得することである。教職開発専攻における実習は、このねらいに則して、管理職志望者用の実習科目として、「学校経営プロジェクトⅠ」・「学校経営プロジェクトⅡ」・「学校経営プロジェクトⅢ」、学級経営や授業開発の実践的指導力の習得を目指す院生には、「学校実践基礎研究」・「学校実践実地研究Ⅰ」・「学校実践実地研究Ⅱ」、特別支援教育の実践力向上を目指す院生には、「特別支援学校実践基礎研究」、「特別支援学校実践実地研究Ⅰ」、「特別支援学校実践実地研究Ⅱ」を実施する。

なお、実習の履修条件ではないが、実習のねらいを効果的に果たすために、各期を通して実践に対する省察科目として、管理職志望者に、「学校経営課題研究Ⅰ」「学校経営課題研究Ⅱ」、その他の院生には「教育実践基礎研究」、「教育実践課題研究Ⅰ」、「教育実践課題研究Ⅱ」を設定し、実習と連動させている。

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教員組織（専任教員）の編成を表4に示す。

表4 専任教員の構成

区分		職種	主な専門分野	備考
専任	研究者教員①	特任教授	学校経営	
専任	研究者教員②	教授	学校心理	
専任	研究者教員③	教授	教育経営	
専任	研究者教員④	教授	教育方法	
専任	研究者教員⑤	教授	特別支援教育	令和2.4学部から異動
専任	研究者教員⑥	教授	教育行政	令和2.4学部から異動
専任	研究者教員⑦	准教授	教師教育	

専任	研究者教員⑧	講師	教科教育	
専任	研究者教員⑨	講師	生徒指導	
実専	実務家教員①	教授	学校経営	
実専	実務家教員②	特任教授	学校経営	
実専	実務家教員③	准教授	特別支援教育	人事交流
実専	実務家教員④	准教授	学習指導	人事交流
実専	実務家教員⑤	准教授	生徒指導	人事交流
実み	実務家教員⑥	准教授	学習指導	みなし専任
実み	実務家教員⑦	准教授	特別支援教育	みなし専任

- 1) 教員組織は、表 4 に示す研究者教員 9 名と実務家教員 7 名の専任教員によって構成する。研究者教員の 5 名、実務家教員の 2 名は教授である。また、実務家教員 7 名中 2 名はみなし専任教員をあてている。

本研究科の必置専任教員数は 13 名であり、専門職大学院設置基準等の規程では実務家教員はその 4 割以上となる 6 名以上を置く必要がある。また、実務家教員のうち 3 分の 2 以内は、みなし専任教員でも認められるため、本研究科の場合は 4 名まではみなし専任教員でも可となる。

以上の教員構成における数的条件を、本研究科の教員組織は充足している。

- 2) 専任教員は、共通科目と実習科目のすべてを担当する。また、高度専門科目と省察科目は、専任教員と（学部との）兼任教員によって担当する。
- 3) 実務家教員（管理職経験者）の 2 名は、公募による大学採用とする。内 1 名は校長等の管理職経験を有し、学校経営に主導的に関わる力を指導する能力を持つ者、もう 1 名は行政職と学校管理職経験を有し、同じく学校経営に主導的に関わる力を指導する能力を持つ者とした。

実務家教員（人事交流）の 3 名は、大分県教育委員会を窓口に適任者を選考し、3 年程度の任期付き派遣教員として充当して、効率的で効果的な人事交流を図る。ただし、再任は妨げないものとしている。

実務家教員（みなし専任）の 2 名は、大分大学教育学部附属学校園の教員を任用する。

2. 教員組織の編成の特色

- (1) 各専門分野に研究者と実務家を配置し、チーム・ティーチングにより「理論と実践の融合」の実現を図る。
- (2) 実務家教員の配置においては、大分県教育委員会と連携する。
- (3) 学校経営の領域を専門とする教員には、大分県の学校経営の現状に詳しい者を配置し、大分県の教育課題に対する対応能力の育成が図れるようにする。

3. 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置

実務家教員は、表 4 に示す 7 名を配置している。教授職の 2 名は、教育委員会等における行政職や公立学校の校長職の経験者であり、豊富な学校経営の経験をもとに、大分県の実務の現状分析、教育課題や将来設計について、大局的、俯瞰的な見通しを持ちながら、教育や研究に従事できる者を採用する。将来の管理職候補となる現職院生にとっては、実践的な学校経営力を習得する上で、最適な指導者となりうる。

人事交流の 3 名は、原則 3 年を任期として交替することで教育研究の活性化を図る。学校現場において優れた指導実績を有する教員や、指導教諭や主幹教諭レベルの資質能力を有する教員を、大分県教育委員会が選考し、派遣する。直近の指導経験を含む豊富な指導事例の蓄積にもとづいた教育研究に携わることで、院生は常に最新の教育現場の現状や実践方法を学ぶことができる。教育課程における必要性に鑑み、3 名の専門領域は、「学習指導」、「生徒指導」、「特別支援教育」としている。

みなし実務家教員の 2 名には、教育学部附属の小学校、特別支援学校の教諭をあてる。⑯連携協力校との連携について、⑰実習の具体的計画の項で後述するが、実習科目の一部は教育学部附属の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校で実施する。みなし実務家教員は、実習の一部を受容れる附属校園の教育方針や教育方法、附属における実習指導に秀でた附属校園の教員が担当することが望ましい。また、みなし実務家教員の 2 名は、附属だけではなく県内の公立学校勤務時に長年積み上げてきた実務経験が豊富であり、実習指導に留まらず、通常の授業や研究指導においても、実践的な知識を駆使して、院生の教育に携わることが可能である。

4. 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上策

16 名の専任教員組織を編成する上で、学部からの教員は、専任の研究者教員として附属教育実践総合センターから 1 名、学校教育課程から 1 名が移籍する。前者は、特別支援教育が専門であり、教育課程に特別支援領域を導入するために必要となる。後者は、現在、教職開発専攻において教育行政を担当している教員が、令和 2 年 4 月から他大学へ異動することによる措置である。

特別支援担当教員の現在の附属教育実践総合センターでの主な業務は、教育臨床分野の研究や学生、教員を対象とした教育、研修であった。とりわけ地域の学校からの要請を受けて特別支援教育をサポートする業務は、地域貢献という面からも重要な役割を果たしていた。理論的な研究だけでなく、教育現場における実践的な業務経験も豊富であり、実践力の育成を重視する教職大学院の教育を実現する上で最適な教員となる。

一方、この教員の移籍に伴ってスタッフ減となる教育実践総合センターについては、業務内容を見直し、また、組織や実施体制もセンター専任教員だけでなく、学部教員、大学院教員も参画できるよう変えていくことで、センターの教育研究機能や地域貢献機能の水準を

維持していく。

また、教育行政担当教員は現在、学部の教員養成課程における教職科目および学生指導を担当している。学部教育における重要な業務を負っているため、学部において後任の補充を予定している。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

本専攻では、学校現場における実践の改善に資する分析的視点の習得と学校改善や授業改善、さらに子どもたちの臨床的支援のための技法や実践の開発に取り組み、理論と実践の往還を通した高度の実践的指導力を習得することによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーや新しい学びや学校現場での今日的教育課題に対応し得る教員の養成を目的としている。そのため、多くの開講科目は、実践的知識を習得するとともに、具体例を手掛かりにその知識を実際に応用する事例分析を行い、さらに具体的なデータ等を用いた演習を中心とし、グループ討議、模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなどを各授業科目の特性に応じて組み合わせた履修形態とする。

2. 履修指導の方法

本専攻の修了要件は、授業科目 45 単位以上を修得することである。

共通科目として、基礎理論科目を必修で 10 単位、実践演習科目から「学校実践総合演習」を含む 6 単位を選択必修で履修する。また高度専門科目から、選択で 10 単位以上、実習科目から 10 単位、省察科目から 8 単位、教育実践研究報告書 1 単位を履修する。

特色(4)で述べたように、本専攻の教育課程は履修プログラム制を採っている。学修のニーズも修了後の教職キャリアのプランも異なる個々の院生に柔軟に対応するための仕組みである。どのようなプログラム（履修計画）を組むかについては、入学の前後に担当の大学院教員と共に、進学目的や研究課題を踏まえて、自らの到達目標を定めて設計する。

履修登録は、各自が設計した履修計画にそって、入学後のガイダンスを経て行う。その後、担当の研究者教員、実務家教員を決定し、その指導の下に教育実践研究報告書の課題を決定し、「教育実践課題研究」や「学校経営課題研究」での指導を通して、理論と実践の往還に基づく教育実践研究報告書を作成する。

各期における履修登録の上限は 23 単位（ただし、学校実習、報告書、集中を除く）とする。本専攻では、1 年次前期に共通 5 領域を含む基礎理論科目（必修）を履修する。この上限の単位数であれば 1 週間に受講する科目数（概ね 8～11 科目、1 日 3 科目以内）であり、学生が授業で提示された課題の勉強を行うことが十分可能である。

3. 授業の工夫

1) 実践的な力量向上のための工夫

本専攻の授業全体では、実践的知識を習得するとともに、具体例を手掛かりにその知識を実際に応用する事例分析を行い、さらに具体例等を用いた「演習」を中心とし、各授業科目の特性に応じてグループ討議、模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなどを有機的に組み合わせた工夫を行う。

本専攻では現職院生と学卒院生とがともに学ぶことから、両者がチームを組んで学習を展開し、研究者教員と実務家教員がそれを協働的に支援・指導する体制を構築する。すなわち、現職院生がメンターとして、学卒院生がメンティーとして機能するチームで学習を展開することによって、教育効果の向上を試みる。

大学教員は、単なる解説者、コメンテーターという役割ではなく、専門性の高いメンバーとしての役割を担い、課題解決の協働的な実践者として振る舞う。

2) 授業時数・配当年次上の配慮

本専攻では、1 年次は木曜日を学校実習日として設定し、授業日を月曜日から水曜日と金曜日の週 4 日としている。省察科目を除き、1 日 3 科目以内の科目履修にとどめる。1 日 3 科目以内の履修であれば、予習・復習や授業課題に取り組むための十分な時間的余裕があり、授業を進める上で学生に与える負担はそれほど小さくなく、教育効果を上げることが可能となる。

6～7 月に開講される実習科目（「学校実践基礎研究」、「学校経営プロジェクトⅠ」、「特別支援学校実践基礎研究」）が始まるまでの 4～5 月は、一部科目でクォーター制を導入し、連続した 2 時間の授業を実施し、実習までに必要な科目の履修を終える。後期の実習科目（「学校実践実地研究Ⅰ」、「学校経営プロジェクトⅡ」、「特別支援学校実践実地研究Ⅰ」）は、9 月に 10 日間、10～11 月の期間は毎週木曜に 5 日間実施する。その後の木曜日は授業がないため、個別の学習や教員から指導を受ける時間として活用できる。

2 年次には、1 年次に履修した授業科目での学習を基盤として各自の研究課題を深めるとともに、火曜日 4 限に省察科目を受講し、理論と実践の往還の観点からの指導を受け教育実践研究報告書の作成に向けた実践的研究に取り組む。2 年次の必修の履修単位が少なくなつた分、余裕のある時間帯に、1 年次には履修できなかった高度専門科目等の選択科目を受講し、学びの幅を拡げていくことも可能である。

資料 1 に、現職教員（学校経営）、学卒院生（学級経営・授業開発・特別支援教育）の授業時間割の基本形を示している。時間割の空白のコマで学びの幅を拡げる科目を選択できる。

4. 標準修業年限

本専攻の標準修業年限は 2 年である。

5. 修了要件

本専攻の修了は、2 年以上在学し、授業科目 45 単位以上の単位修得を要件とする。

その内訳は、共通科目として、基礎理論科目を必修で 10 単位、実践演習科目から「学校実践総合演習」を含む 6 単位を選択必修で履修する。また高度専門科目から、選択で 10 単位以上、実習科目から 10 単位、省察科目から 8 単位、教育実践研究報告書 1 単位を履修する。

6. 既修得単位の認定

教育上の大きな必要性が認められる場合は、学生が大学院に入学する前に大学院又は他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により履修したとみなすことができる。

ただし、授業のねらいおよび内容が当該授業科目と合致する場合以外には、既修得単位の認定は行わない。また、現職院生が所定の手続きを経て、単位を履修したものとみなす、「実習」科目 10 単位については、この既修得単位には含めない。

7. 成績評価の方法

本専攻は、授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、その試験は、筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。履修した授業科目の成績は、試験のほか、出席および学習状況等により総合的に判定する。

教育実践研究報告書に基づく「教育実践報告書審査会」（口頭試問）を実施し、3 人以上の研究者教員、実務家教員によって評価する。

成績は、S（90 点以上）、A（90 点未満、80 点以上）、B（80 点未満、70 点以上）および C（70 点未満、60 点以上）を合格とし、D（60 点未満、50 点以上）、F（50 点未満および不受験）を不合格とする。

最終的な学習の修了は、受講した科目の履修結果（単位数、成績）と教育実践研究報告書の評価をもとに教職開発専攻運営委員会が設置の趣旨、育成する人材像の達成の観点を踏まえ総合的に評価し、その結果により研究科委員会が最終判定する。

最終年度末には、教育実践研究報告会を実施する。この報告会には、専攻の教員のみならず学校関係者（学部新卒者の実習校の校長・教頭・指導教員等、現職院生の勤務校の校長・教頭等）や教育委員会関係者等の出席を求め、本専攻の学生の発表に関して質問・意見さらに一定の評価を受ける。教育実践研究報告書の評価は、報告会参加者のそうした評価に本専攻学生の修了にふさわしい実践的な資質力量の判定が表れると考え、報告会での評価を踏まえて行う。

8. 養成する人材像と履修プログラムの関係

教育学研究科教職開発専攻において養成する教員像を、①「新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー」と②「新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員」としている。

本専攻は、各自の学びのニーズや教職キャリアプランにあわせて、個々に異なる履修計画を立てることができる履修プログラム制をとっている。表5のように、①では「管理職養成履修プログラム」、「中堅教員履修プログラム」（主幹教諭型、指導教諭型）、②では「学卒院生履修プログラム」（授業開発型、学級経営型、教科教育型、特別支援型）の9つの型の履修モデルを想定し、個別の「学びのニーズ」に柔軟に対応できるようにしている。資料2には、各履修プログラムに対応する科目を示している。

表5 養成する人材像と履修プログラムの関係

養成する人材像	①新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー					②新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員			
履修プログラム	管理職養成履修プログラム	中堅教員履修プログラム				学卒院生履修プログラム			
型	管理職	主幹教諭		指導教諭		学級経営	授業開発	教科教育	特別支援
		幼小中高	特支	幼小中高	特支				
大分県教員育成指標ステージ	円熟期	発展期、充実・深化期				基礎形成期			

9. 長期履修学生制度の特例

現職院生等及び正規の履修期間内で修学が困難な事情（家事、育児及び介護など）の学生には、標準修業年限を超えて3～4年で計画的に教育課程を履修する長期履修学生制度の特例を適用する。この制度の利用は原則として入学時の申請により認められることとするが、1年次が終了する前にも申請可能とする。また、就学状況等の変動により、申請した修業年限を短縮することも可能とする。

10. 現職院生に対する「実習」の取扱い

現職院生の場合にも「実習」科目の履修を義務づける。

11. 学位授与

本専攻の学位授与のプロセスは次のとおりである。

修了に必要な単位を取得した学生について、研究科委員会で審議し、学位授与の可否を決定のうえ、教職修士（専門職）の学位を授与する。

⑥ 教育課程連携協議会について

1. 位置づけ及び審議事項等について

現行の教職大学院において専門職大学院設置基準の改正に伴い、平成 31 年 2 月 1 日付けで資料 3 のとおり「大分大学教職大学院教育課程連携協議会設置要綱」を制定した。これは、平成 30 年 2 月に発足した「県教育委員会と大分大学教育学部等との連携協力推進協議会」において協議・承認されたものであり、令和 2 年度においてもこの規定を継承することとしている。産業界との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、研究科委員会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすこととし、年間 1 回以上開催する。

2. 構成員について

構成員については、以下のとおり規定している。

構成員		専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項各号との関連	
(1)	大学院教育学研究科長	1 号	【本研究科の教職員として官職指定】
(2)	大分県小学校長会から推薦された者 1 人	2 号	【職能団体として指定】 本研究科の教育課程については、小学校、中学校及び特別支援学校の教員養成を中核としており、小学校からの代表者として選定
(3)	大分県中学校長会から推薦された者 1 人	2 号	【職能団体として指定】 本研究科の教育課程については、小学校、中学校及び特別支援学校の教員養成を中核としており、中学校からの代表者として選定
(4)	大分県特別支援学校長会から推薦された者 1 人	2 号	【職能団体として指定】 本研究科の教育課程については、小学校、中学校及び特別支援学校の教員養成を中核としており、特別支援学校からの代表者として選定
(5)	大分県教育庁教育改革・企画課長	3 号	【地方公共団体の職員として官職指定】 大学と県教委の連携、教育施策の総合企画・連絡調整を行う教育行政の実務者として選任
(6)	大分県教育庁義務教育課長	3 号	【地方公共団体の職員として官職指定】 小・中学校の教育課程の編成・実施、幼児教育・幼稚園教育に関する教育行政の実務者として選任

(7)	大分県教育庁特別支援教育課長	3 号	【地方公共団体の職員として官職指定】 県立特別支援学校や特別支援学級、その他の教育 上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対する 教育についての教育行政の実務者として選任
(8)	連携協力校校長 1 人	2 号 4 号	【職能団体及び協力事業者として指定】 学校実践実地研究の実施に当たり、本教職大学院 と連携して学校実習を行う連携協力校の小学校長 を選任
(9)	教育開発専攻運営委員会委員長	1 号	【本研究科の教職員として官職指定】
(10)	教職開発専攻教員 2 人	1 号	【本研究科の教職員として官職指定】
(11)	教育学部事務長	1 号	【本研究科の教職員として官職指定】
(12)	その他研究科長が必要と認めた者	4 号	現在指定なし

上記のとおり 12 人の委員で構成され、そのうち(2)から(8)の委員が外部委員 7 名であり、構成員の過半数を占めている。

3. 産業界との連携という役目を果たす組織としての機能について

本教職大学院の教育課程の編成及び授業内容に当たっては、教育現場の課題を積極的に取り上げ、その課題について検討、改善を図っていくことが重要であり、教育現場を取り巻く社会的ニーズを常に意識していく必要がある。

本協議会においては、各校長会の代表及び連携協力校から現場の意見を聴取するとともに、大分県教育委員会からは各学校種に係る教育行政の担当課長が委員となっており、教育現場の課題に対する実質的な議論やすみやかな対応が可能となる体制としており、産業界との連携により、協議会で議論されたことが、実際に教育活動等の整備・充実・改善にいかされ、恒常的に機能する仕組みとしている。

⑦ 施設、設備等の整備計画

1. 講義、セミナー室

教職セミナー室 1 (28 m²)、教職セミナー室 2 (27 m²) を教職大学院専用の教室として講義、演習、個人指導等において使用している。各室には無線 LAN 環境、電子黒板機能付きプロジェクターを備えたインタラクティブボード、AppleTV を設置している。プロジェクターは講義、演習において教員が資料提示に使用するのみならず、院生の発表、提案にも利用されている。電子黒板機能は、特に ICT を活用した授業実践の教材開発や模擬授業にお

いて利用されている。設置後において、専用教室（57 m²）の追加を予定している。

2. 教職大学院生室

教職大学院生室として、2室（76 m²）整備している。各室内には長机 7 台、ネットワーク複合機 1 台、ネットワークプリンタ 1 台、インクジェットプリンタ 1 台、PDF スキャナ 1 台、天釣り型プロジェクター 1 台、ビジュアルプレゼンター 1 台、DVD プレイヤー 1 台、作業用スペース（長机 4 台）、個人用ロッカー、黒板、ホワイトボード、演習用ホワイトボード 5 枚、収納用棚 2 台、本棚 3 台を設置している。

また、各院生には、ノート型及びタブレット端末を一人 1 台貸与している。共用の備品として、図書（平成 30 年 12 月現在 195 冊）、ビデオカメラ 3 台、ボイスレコーダー 5 台、デジタルカメラ 1 台を配備している。

無線 LAN 機器を整備し、本学共通の無線 LAN 環境が利用できる。国立情報学研究所が提供する eduroam 等を常時活用できる。

3. 教員研究室

専任教員の個人研究室（19 m²/1 名）は、人数分準備している。各室には、デスク、PC、プリンター、ネットワーク接続環境が標準設置されている。

⑧ 基礎となる学部との関係

教職開発専攻の基礎となる学部は、大分大学教育学部である。教育学部は、平成 28 年 4 月に改組を行い、教員養成に特化した学部となった。定員 135 名で、主として小学校教員を養成する小学校教育コースと、特別支援学校教員を養成する特別支援教育コースの 2 コースで構成されている。本学部は、地域の学校教育の発展のため、教育に関する専門的な知識・技能を学校現場の中で創造的・総合的に活用し、新たな学びや地域の教育課題に的確に対応できる実践的指導力を備えた小学校教員と特別支援学校教員を養成することを目的としている。そのために学力向上、体力向上、不登校・いじめ、小学校における英語の教科化、特別支援教育などの地域の教育課題に的確に対応できる力を学修するための科目を準備し、1 年次から 4 年次までしっかりと体系化された積み上げ方式の教育実習を行い、一人ひとりの学生の特性を踏まえた教職への厚いサポート・システム（メンタリング・コーチングシステム）を構築することで、実践型の教員養成を行っている。なお、教育学部の第 1 期生（平成 28 年度入学）は、卒業が 2019 年度末になるため、新たな教職大学院の最初の入学対象学年となる。

本教育学部の教員養成機能の成果は、教員就職率の高さによって評価できる。教育学部の前身である教育福祉科学部は、国立の教員養成系大学・学部の教員就職率において、近年ト

ップクラスを継続している（平成 27～28 年度卒業生は 2 年連続全国 2 位，教員養成単科大学を除けば 1 位）。その理由は，実践力の育成につながるカリキュラムの構築や充実した教員採用試験対策にある。新たな教育学部でも，その良さを継承し，さらに充実した教育内容を展開することで，より質の高い教員志望の学生を多く育てている。

教職開発専攻においても，高度な実践力を備え地域の教育に貢献できる教員の養成という目指す理念や目的は，学部教育から一貫している。学生にとっては，進学後にも大きなギャップを抱くことなく，安心して大学院での学習に専念できる。特に，新たな教育課程では，高度専門科目の一部（「子ども理解・学校生活の理論的探究」，「子ども理解・学校生活の実践的開発」，「授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ・Ⅱ」など）を，学部教員の兼担によって開講する。また，「教育実践報告書」の作成においては，専任教員だけでは網羅できない研究テーマに対して，学部教員の専門性を活かした指導を行っていく。「省察科目」においても，必要に応じて随時学部教員がサポートできる体制を整える。このことによって，例えば，学部における卒業論文の指導教員などからの継続的な指導や支援を，進学後も受けることができる。なお，学部の授業や課外のイベント，あるいは教員採用試験対策などにも教職開発専攻の専任教員が多数参加しており，学部学生にとって教職大学院は，身近な存在，身近な学びの場として認識されている。

⑨ 入学者選抜の概要

1. アドミッションポリシー

本研究科の目的を踏まえ，求める学生像（アドミッションポリシー）を次のように定める。

- 1) 学校教育に対する明確な課題意識をもち，課題解決のための研究と実践を，知的好奇心と情熱をもって遂行する人
- 2) 地域がかかえる多様な教育問題に対処するため，高度な教育的指導力を備えた教師をめざしている人
- 3) 様々な教育課題に応える新たな学校づくりにおいて中核的な役割を担い，組織としての学校の力を引き出すスクールリーダーとして活躍したい人
- 4) 新しい学びをはぐくむ学校づくりに寄与する学習指導，学級経営，生徒指導，特別支援教育等の実践的指導力の向上を求める人

2. 入学者選抜方法

本研究科を受験する際の出願資格は，大学卒業，あるいはそれと同等以上の学力を有し，以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 教育職員免許状（一種）を取得見込みの者
- 2) 教育職員免許状（一種）を有する現職教員等

本研究科では、学校教育における理論と実践に関する高い研究能力と教育的指導力の育成を目的としているため、学校教育に関する幅広い基礎的知識と明確な目的意識に加え、教育に対する情熱を求める。また、地域がかかえる教育の諸問題に対処し、地域社会と連携した研究・教育を推進するため、現職教員等を積極的に受け入れる。この方針のもとに、本研究科では、一般志願者、現職教員等を対象に、それぞれ異なる方法で選考を行い、「求める学生像」にふさわしい学生を選抜する。

- 1) (一般志願者) 入学者の選抜は、論述試験（教育に関する知識を問う小論文）、口述試験（「志願理由書」等を中心とした試問）の結果を総合して選考する。
- 2) (現職教員等) 入学者の選抜は、書類審査（「志願理由書」及び「教育実践・研究活動等報告書」をもとにした審査）、口述試験（「志願理由書」及び「教育実践・研究活動等報告書」等を中心とした試問）の結果を総合して選考する。

3. 入学者選抜体制

入学者の選抜は、本研究科の専任教員（研究者教員および実務家教員）および必要に応じて兼任教員によって実施する。入学者は、研究科委員会の審議によって決定する。

⑩ 教職大学院において取得できる教育職員免許状

教育職員免許状（一種）を有することが、本研究科の出願条件である。そこで、研究科における教育課程を通じて、より高度に専門化された知識や実践的指導力を習得し、すでに取得している一種免許状の校種・教科に関して次の専修免許状を取得できることとする。

- 1) 幼稚園教諭専修免許状
- 2) 小学校教諭専修免許状
- 3) 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、宗教）
- 4) 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、宗教）
- 5) 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

⑪ 大学院設置基準第 14 条による教育方法を実施する場合

本研究科では、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を実施することとし、教育現場で活躍している現職教員に対し、教員としての身分を保証したまま入学し修学でき

るようにする。

1. 標準修業年限

標準修業年限は、14 条特例を適用した場合でも 2 年とする。

2. 履修指導等の方法

本研究科の教育課程および履修方法に従って、入学後のガイダンス及び指導教員の個別指導により実施する。日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間を実施し、図書館や情報システム室の利用を考慮するほか、メールなどによる情報交換をとおして、有効な指導を行う。

3. 授業の実施方法

1 年次は、現職を離れ週 5 日間登校する（授業日 4 日、実習日 1 日）。省察科目を除き、1 日 3 科目以内の科目履修のため、授業外の時間帯で各自の学習時間を十分に確保できる。2 年次は、勤務をしながら学ぶことになる。火曜日の 4 時限に省察科目（「教育実践課題研究Ⅱ」、もしくは「学校経営課題研究Ⅱ」）に参加する。なお、2 年次の実習科目（「学校実践実地研究Ⅱ」、「学校経営プロジェクトⅢ」、「特別支援学校実践実地研究Ⅱ」）は、現任校で実習することになっている。

4. 教員の負担の程度

本研究科では、全てが専任教員として、教職大学院での学生指導に専念することになる。また、ティーム・ティーチングによる授業形態を重視していること、実習や教育実践研究を協働してあたること、「演習」と「実習」の時期を調整して実施するなど、過重な負担にならないよう工夫している。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

且野原キャンパスにおける図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含むすべての曜日において利用可能である。また、平時の開館時間は 8 時 30 分～22 時 00 分、土曜日、日曜日、祭日は 9 時 00 分～19 時 00 分まで利用可能であり、文献の検索や複写の利用が可能となっており、教育・研究に支障がないように配慮している。また、教育学部の教育研究所に教育研究上、最低限必要と考えられる図書および資料等を整備し、休日も含め、24 時間利用できる。

大学院生が使用する情報処理施設は、教育学部棟内にある 24 時間利用可能な情報システム室を利用できるようにする。また、教職大学院での活用が考えられる、パソコンや視聴覚機器等は、貸出可能な機器を常設する。健康診断、健康相談は、本学保健管理センターやぴあ ROOM でのカウンセリングを受けることができる。

事務体制については、メールでの連絡体制を整備し、諸手続きの受付など修学に支障をきたさないように対応する。

⑫ 管理運営

1. 管理運営責任者

本研究科の管理運営責任は研究科長に属する。本学では以下に述べるように、各部門単位でガバナンスを一元化する手法がとられており、本研究科もそれに準じた体制をとるためである。

本学では、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（中央教育審議会大学分科会 平成 26 年 2 月 12 日）や学校教育法等の一部改正を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として、学部長・研究科長（以下「研究科長等」という。）の選考方法について見直しを行った。

従来、研究科長等は教授会、研究科委員会（以下「研究科委員会等」という。）で選出された候補者 1 名を学長が任命しており、学長の選考権限は形式的なものとなっていたが、平成 27 年 4 月 1 日から、実質的に学長が研究科長等を選考する体制とした。

選考の過程では、学長が研究科長等又は研究科所属の教職員から研究科の状況や課題等について意見を聴き、学長が研究科長等にふさわしい候補者を 1 名若しくは複数名選出し、学長が提示した大学運営における方針に対する見解や学部運営の構想等について所信調書を提出させ、最終段階では候補者の面談を行った上、候補者を決定し任命することとした。

さらには、選考された研究科長の選考理由及び研究科長等の所信表明を教育研究評議会、経営協議会、役員会及び公開ホームページ等で公表することとしている。

なお、研究科長等の選考方法の見直しに際しては、本学のガバナンス改革を推進し、将来にわたっての在り方を検討するため、弁護士を始め、教育関係、病院関係、同窓会関係、企業等の外部有識者で構成する「国立大学法人大分大学のこれからの在り方検討懇談会」を設置し、諮問を行い、その答申を踏まえた上で検討を行った。

本研究科の研究科長は、上記選考方法に則り、学長が選考する。

2. 審議機関

教育学研究科に研究科委員会を置き、大学より付託された教育研究に関する事項について審議を行う。本研究科の専任教員を構成員とし、原則として毎月 1 回開催する。

また、教育学部の教育研究や運営と連携し、一体的な関係を構築するために、学部・研究科合同委員会を置く。構成員は研究科の専任教員と兼任教員である。

3. 事務組織

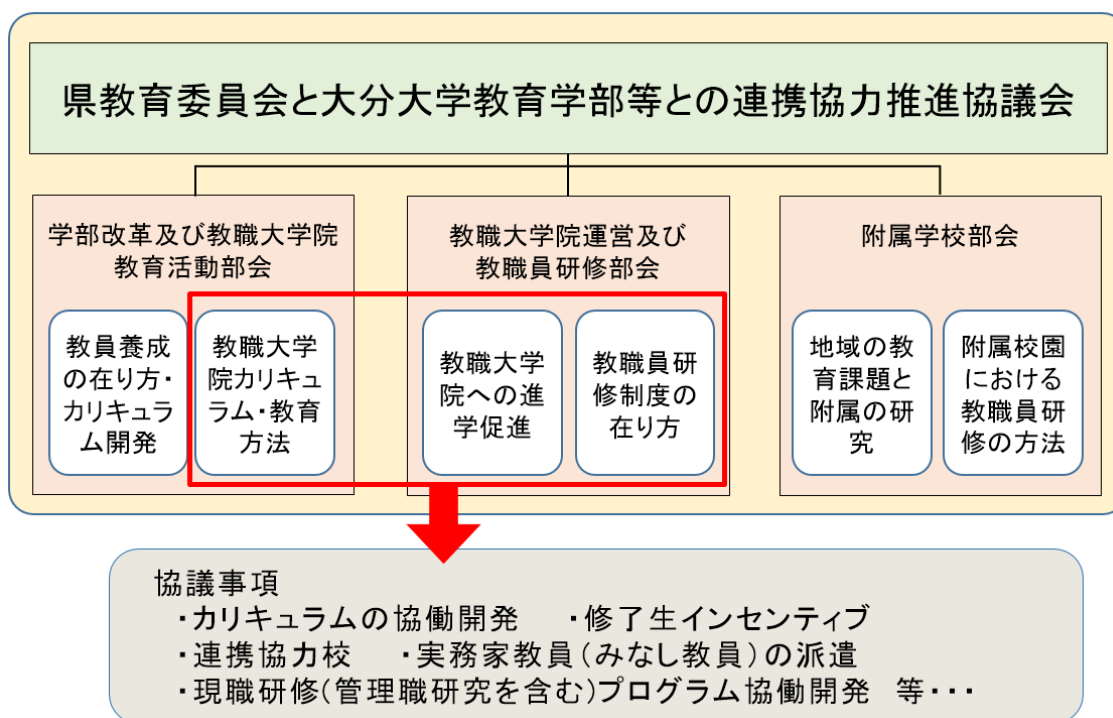
教育学研究科は教育学部との連携が必須となることから、教育学部事務部にてその事務を行う。ただし、教育学研究科教職開発専攻に特有の事務を処理するため、その責務を明確化した専従職員を定める。

4. 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立

地域の教育現場の現状や変化、直面している課題を適確に捉え、迅速に教員養成のカリキュラム等に反映させるために、平成30年2月に、大分大学と大分県教育委員会の間で「県教育委員会と大分大学教育学部の等との連携協力推進協議会」を発足し、大分大学における教員養成の在り方や地域の教育課題について協議を開始した。本協議会には、教育委員会からは、教育次長、関係各課の課長、教育センター所長等、大学からは、研究科長（兼学部長）、副学部長、教職開発専攻運営委員長、事務長が構成員として参加している。協議会には、3つの専門部会が設けられており、教職大学院に関する協議事項は、「学部改革及び教職大学院教育活動部会」および「教職大学院運営及び教職員研修部会」において取り扱っている。

また、大分県教育の実態、人材育成方針等を踏まえ、有為な教職員の養成に必要な教育課程を編成すると共に授業科目を開発、開講するため、大分県小学校長会・中学校長会・特別支援学校長会代表と大分県教育庁教育改革・企画課長、義務教育課長、特別支援教育課長を委員とする大分大学教職大学院教育課程連携協議会を設置している（資料3）。

あわせて大分大学教職大学院教育実習運営協議会を設置し、実習の円滑な実施及び運営を図っている。この会には大分県教育委員会教育長及び教育次長、連携協力校及び現職院生現任校の市町村教育委員会教育長及び各校の校長を委員として開催している。



5. 「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方

本研究科では、みなし専任教員を2名配置している。いずれも、教育学部附属学校園に所属する本学部の教員である。学校実践実地研究、特別支援学校実地研究など附属学校園において行われる実習科目の運営指導を主務とするが、本研究科における管理運営への関与に関しては当事者の加重負担とならない範囲において、主体的に関与することを原則とする。ただし、その詳細については本務校との調整が必要であることから、設置後においても、本研究科と附属学校園において協議を継続し、具体的な関与のあり方については随時見直しを図ることとしている。

⑬ 自己点検・評価

本学は、国立大学法人大分大学点検・評価規程に基づき、毎年度、教育・研究・社会貢献・管理運営の各項目について、各担当理事の下で自己点検・評価を実施し、学長を委員長とする評価委員会で審議の上、法定3会議を経て自己評価書を作成している。自己評価書は、本学のウェブサイト上に公開している。

また、自己評価書は意見等を聴取し、意見等に対する対応を検討し、今後の大学運営や学部運営に活かしていくこととしている。

本研究科においても、全学的な対応の中で、自己点検・評価を実施することとしている。また、研究科独自に、学期毎の授業評価や修了時の評価等を実施し、適宜教育の改善に反映させていく。

⑭ 認証評価

1. 認証評価を受ける計画等の全体像

平成28年4月	学内検討チームの設置
平成30年7月	認証評価機関による説明会参加
11月	認証評価の申請
平成31年2月	学内認証評価専門委員会
3月	認証評価機構に事前相談
令和元年5,6月	認証評価委員会に提出
6月	学内教育研究評議会、経営協議会、役員会を経て学長決裁
6月	認証評価機構に自己評価書作成・提出

2. 認証評価を受けるための準備状況

平成 31 年度の認証評価を受けるべく準備をすすめ、原案を作成した。

今後、研究科委員会、全学の認証評価専門委員会、役員会等の審議を経て、一般財団法人教員養成評価機構に提出し、評価を受ける。

3. 認証評価を確実に受けることの証明

認証評価の実施については、一般社団法人教員養成評価機構に依頼済みである。

4. 今後の認証評価の予定

新たな教職開発専攻の完成年度は、令和 3 年度となる。そのため、次回は、新たな教育課程の実施について蓄積されたデータの分析を行い、令和 5 年度に申請し、令和 6 年度に評価を受ける予定である。

令和 2～4 年度	認証評価結果を受けて、教育研究活動、大学院経営体制等の改善 次期認証評価対応データ収集・分析の開始
令和 5 年度	認証評価機関による説明会を受けて認証評価の申請
令和 6 年度	学内手続き、事前相談等を経て 認証評価機構に自己評価書作成・提出

⑮ 情報の提供

教育学部および教育学研究科では、「大学の教育研究上の目的」「教育研究上の基本組織」「教員組織」「入学者に関する受入方針等」「進学者数および就職者数の状況等」「全授業科目のシラバス」「学修の成果に係る評価および修了の認定基準」「教育研究環境」「大学が徴収する費用」等については、ホームページおよび学部・研究科の概要により公開しており、それに準じて、公開する。各教員の業績等については、大学の研究者データベースにより公開しており、併せて教職大学院の教員も公表する。

現在の掲載ホームページのインデックスリストに項目を設ける。URL は <http://www.ed.oita-u.ac.jp/index.htm> である。各教員の業績等については、大学の研究者データベース (<http://www.oita-u.ac.jp/menu/m11kenkyusha.html>) により公開しており、併せて教職大学院の教員も公表する。

具体的な公表内容等と掲載しているホームページのアドレスは次の通りである。

- (ア) 大学の教育研究上の目的に関すること
- (イ) 教育研究上の基本組織に関すること
- (ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (エ) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又

は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

(オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

以上 (ア) ～ (ケ) <http://www.oita-u.ac.jp/tokuho/kyoikujyoho.html>

(コ) その他 (教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

・ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<http://www.oita-u.ac.jp/tokuho/kyoikujyoho.html>

・ 学則等各種規程

<http://www.oita-u.ac.jp/category/gakusoku.html>

<http://www.oita-u.ac.jp/category/gakubukisoku.html>

<http://www.oita-u.ac.jp/category/kenkyukakitei.html>

・ 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

<http://www.oita-u.ac.jp/13joho/johokokai/hojnjoho-gakubusecchi.html>

・ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果等

<http://www.oita-u.ac.jp/13joho/johokokai/hojnjoho-hyoka.html>

また、教育研究の成果の状況については、年 1 回刊行している「大分大学教育学部教育研究所所報」により公表する。

⑩ 教員の資質の維持向上の方策、教育内容等改善のための組織的な研修等

1. 学部および大学主催の FD の活用

本学部では、新任教員が附属学校園を訪問し、附属四校園の教育・研究、学校運営に関する説明（講話）を受け、幼児・児童・生徒の行動観察や教育実習生への附属学校園教員の指導等の観察・参加を行うことを通じて、教員養成や学部専門教育に関する授業力（実践的指導力）の向上を図る FD を新任教員に必須として課している。また、全教員が出席する教授会の前に複数回 FD を実施している。これらの FD の活用に加え、大学の高等教育開発センター主催の FD が多く開催されており、これを活用することによって教員資質の向上、維持を図る。

2. 独自の FD 活動の展開

教職大学院には FD 委員会を設置し、教職大学院の教育のあり方について恒常的に改善を図る仕組みを構築する。具体的には、授業ごとに学生による授業評価を実施する。そして、その結果を各教員にフィードバックするだけでなく、FD 委員会が分析して成果と課題を取りまとめ、改善の方向性を全教員に対して提示する。

本教職大学院は、在学中も修了後も、在学生・修了者が実質的なラーニング・コミュニティのメンバーであり続けることを保障し、学び続ける教員を養成・支援することを特徴の一つとしているが、教職大学院における授業カンファレンス、ケースカンファレンス等には、在学生だけでなく修了者も参加することを想定している。そのような機会に、修了者からも意見聴取を行い、学校現場の声や要請に応えることのできる教職大学院教育の質的向上を図る。

また、本教職大学院においては現職院生と学卒院生によるチームでの学習や研究者教員と実務家教員による協働的な支援・指導の体制構築が求められることから、現職院生と学卒院生、研究者教員と実務家教員の協働を促す実践的方法を取り入れた教育のための独自の研修会（FD）を定期的に行い、学生指導にあたる大学教員の参加を義務づける。

さらに、教職大学院教育研究交流会を定期的に行い、研究者教員と実務家教員の教育・研究能力の向上に組織的に取り組む。

⑪ 連携協力校との連携について

1. 連携協力校の選定

大分県教育委員会ならびに連携協力校所在地の教育委員会との協議を行い、最終的には連携協力校は次の通りである。

小学校

大分市立竹中小学校	大分市立判田小学校	大分市立駕野小学校
大分市立長浜小学校	大分市立春日町小学校	大分市立大道小学校
大分市立南大分小学校	大分市立豊府小学校	大分市立滝尾小学校
大分市立下郡小学校	大分市立敷戸小学校	大分市立金池小学校
別府市立山の手小学校	日出町立日出小学校	由布市立挾間小学校
臼杵市立臼杵小学校	(大分市立賀来小中学校)	

中学校

大分市立賀来小中学校
大分市立上野ヶ丘中学校

大分市立判田中学校
別府市立青山中学校

大分市立植田東中学校
日出町立日出中学校

高等学校

大分県立豊府中学校・高等学校

特別支援学校

大分県立南石垣支援学校

連携協力校の選定は実習内容と学校の実態や大分県の教育課題に対する実践状況の関連を踏まえて行った。具体的には、授業実践、学級経営（生徒指導・教育相談）、特別支援教育の先進的な取り組みや、当該地域におけるモデル校としての実績等を選定の資料とした。

これらを踏まえ、大分県教育委員会及び市町村教育委員会と協議を経て、該当校に説明を行い、連携協力校を決定した。また大学と実習先の移動を考慮して、可能な限り大分大学のある大分市所在の学校を連携協力校とした。

学校実習は表 6 のように定めている。

1 年次に連携協力校で実習を行う科目は、後期 15 日間の「学校実践実地研究Ⅰ」（授業開発型、学級経営型）である。授業開発型の現職院生は研究テーマによっては、現任校で実習を行う場合もある。「特別支援学校実践実地研究Ⅰ」（特別支援教育型）は、学卒院生は、連携協力校または附属特別支援学校で実習を行う。現職院生は、現任校で実習を行う。学校経営型は現職院生を対象としており、現任校での調査研究、改善策の企画立案等を行うため、連携協力校での実習は実施しない。

表 6 学校実習一覧

科目	科目名	年次 学期	院生 属性	実習先
学校 実践 実習	学校実践基礎研究	1 年次 前期	学卒	附属学校園、連携協力校(高校)
			現職	
	学校実践実地研究Ⅰ	1 年次 後期	学卒	連携協力校
			現職	連携協力校または現任校
	学校実践実地研究Ⅱ	2 年次 通年	学卒	連携協力校
			現職	現任校
学校 経営 実習	学校経営プロジェクトⅠ	1 年次 通年	現職	附属 4 校園・連携協力校(高校)のうち、現任校 と同一校種 1 校、関係機関等
	学校経営プロジェクトⅡ	1 年次 通年	現職	現任校
	学校経営プロジェクトⅢ	2 年次 通年	現職	現任校

特別支援実習	特別支援学校実践基礎研究	1 年次 前期	学卒	附属特別支援学校，関係機関（福祉機関，医療機関，療育機関，障害者雇用事業所等）
			現職	
	特別支援学校実践実地研究Ⅰ	1 年次 後期	学卒	連携協力校または附属特別支援学校
			現職	現任校
	特別支援学校実践実地研究Ⅱ	2 年次 通年	学卒	連携協力校または附属特別支援学校
			現職	現任校

2 年次は，学卒院生を対象に 25 日間「学校実践実地研究Ⅱ」（授業開発型，学級経営型）を連携協力校で実施する。「特別支援学校実践実地研究Ⅱ」（特別支援教育型）は，連携協力校または附属特別支援学校で実習を行う。現職院生は，全て現任校で実習を行う。

1 年次前期に 10 日間実施する授業開発型，学級経営型の「学校実践基礎研究（10 日間）」は附属 4 校園に加え，連携協力校の高校でも実習を行う。学校経営型「学校経営プロジェクトⅠ」は附属 4 校園と連携協力校の高校のうち，現任校と同一校種 1 校で 2 日間実習を行う。特別支援教育型の「特別支援学校実践基礎研究」が附属特別支援学校で 2 日間実習を行う。

2. 連携協力校以外の関係機関の連携について

学校経営型，特別支援教育型では 1 年次に学校以外の関係機関での実地研修を実施する。

学校経営型の「学校経営プロジェクトⅠ」では大分県教育委員会や院生現任校の所在地教育委員会，適応指導教室，情緒障害児短所入所施設，児童相談所等，特別支援教育型の「特別支援学校実践基礎研究」では福祉機関，医療機関，療育機関，障害者雇用事業所等での観察・体験や講義受講等により，学校と関係機関の連携・協働の実態や在り方について学修する。

実習の他，大分県教育委員会とは「県教育委員会と大分大学教育学部等との連携協力推進協議会」，市町村教育委員会や校長会等とは「大分大学教職大学院教育実習運営協議会」「大分大学教職大学院教育課程連携協議会」で，教職大学院の運営や教育活動について意見聴取や協議を行い，連携協働を一層推進する。

3. 附属学校園の活用

本学は，次の附属学校園を有している。

大分大学教育学部附属幼稚園

大分大学教育学部附属小学校

大分大学教育学部附属中学校

大分大学教育学部附属特別支援学校

学校実践基礎研究の実習校として、附属学校園を活用する。大分大学の附属学校園は、小学校、中学校に加え、幼稚園、特別支援学校が設置されている。特に小学校や中学校教員にとって、幼稚園や特別支援学校の授業開発、学級経営等の教育実践を直接、観察する機会は少ない。異校種間の連携が求められていることを鑑み、四校園すべて（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校）の観察実習を必修とする。

特別支援学校実践基礎研究の2日間を附属特別支援学校で実習する。「学校経営プロジェクトⅠ」では附属4校園または連携協力校である大分豊府高校において、現任校と同一校種1校で実習を行う。

また、平成27年度より附属学校園において、学部教授併任による校園長を廃止し、公立学校と同様に大分県教育委員会の校長試験合格者からの人事交流による者が校園長として従事していることから、1年次後期の「学校実践実地研究Ⅰ」「特別支援学校実践実地研究Ⅰ」及び2年次の「学校実践実地研究Ⅱ」「特別支援学校実践実地研究Ⅱ」においても各学生のテーマや課題に応じて附属学校園を実習先とする場合がある。

⑩ 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

1) 実習の目的

本教職大学院では、学部教育で修得した学校教育の基本的知識、または、学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、大学院における理論の学習と学校における実践の経験の往還を通した高度な実践的指導力を修得させることによって、新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成と、新しい学びや学校現場での今日的教育課題、さらには特別な支援を要する子どもたちに対応し得る教員の養成をすることを目的としている。とりわけ、実習科目においては、教育現場における教育活動や実務全般を総合的に体験することで、教職の社会的役割や使命を理解し、学修を教育活動に生かすことができる実践力を養成する。そのため、「実習科目」では、各々の修学目的に応じて、「学校経営」、「学校実践」、「特別支援」のいずれかの領域の実習を選択し履修する。各領域の実習は2年間で10単位（計400時間）の必修科目となる。

2) 科目名、実習施設、単位数、実習時期、内容等

本教職大学院の実習の概要を表7に示す。

表 7 実習科目の概要

領域	科目名	実習施設	単位数	実習時期	内容
学校実践実習	学校実践基礎研究	附属学校園 連携協力校 (高校)	2	1 年次 前期	附属四校園(幼・小・中・特別支援)および高等学校における週 1 日の実地観察・体験を 10 回、計 10 日間にわたって行う。実地観察・体験において、各教育段階および特別支援学校における教育活動に対する理解を深め深めるとともに、現状の成果と課題を把握する。また、幼・小・中・高における教育の連続性や各教育段階における特徴をつかむ。さらに特別支援学校においては、「インクルーシブ教育」「共生社会の形成」等の視点を持って実地観察・体験をする。
	学校実践 実地研究 Ⅰ	連携協力校 または 現任校	3	1 年次 後期	「教育実践研究」における自らの研究課題を探究できる実習校(現職院生は現任校、学卒院生は連携協力校)を定め、計 15 日間にわたる観察や授業実践等を行う。実習校では、実習担当教員の指導のもと、研究対象に関連する授業を中心とした観察と分析、授業実践と省察等を行い、自らの研究課題について考察を深めるとともに、探究方策を具体的に構想する。
	学校実践 実地研究 Ⅱ	連携協力校 または 現任校	5	2 年次 通年	学校実践実地研究Ⅰと同じ実習校(現職院生は現任校、学卒院生は連携協力校)において、計 25 日間(前期 10 日間、後期 15 日間)の授業実践や省察等を行う。実習校では、実習担当教員の指導のもと、自らの研究課題についての具体的な探究方策を授業実践等において実施する。また、教育実践課題研究Ⅱでの省察を通して、授業実践等の経過および結果に関する分析を通じて教育的実効性を検証し、その成果と課題をまとめる。
学校経営実習	学校経営 プロジェクトⅠ	附属学校園 または 連携協力校 関係機関等	3	1 年次 通年	連携協力校、関係機関等における観察・体験等とその省察を通じて、職務や意義について理解を深めるとともに、現任校の現状を相対的に捉え、学校経営上の課題を明らかにする。
	学校経営 プロジェクトⅡ	現任校	2	1 年次 通年	実習校(現任校)での観察・体験等とその省察を通じて、実習校(現任校)の学校経営上の課題を明らかにし、課題解決に向けた具体的な方策(学校改善企画書)を構想する。
	学校経営 プロジェクトⅢ	現任校	5	2 年次 通年	「学校経営プロジェクトⅠ・Ⅱ」での学修を踏まえて自らが立案した学校改善の方策について、実施・評価・改善を行い、その過程や成果について省察することを通して、スクールリーダーに求められる資質・能力を形成する。研究成果として「教育実践研究報告書」を作成し、発表する。

特別支援実習	特別支援学校実践基礎研究	附属特別支援学校、関係機関（福祉機関、医療機関、療育機関、障害者雇用事業所等）	2	1 年次前期	特別支援学校や福祉等の関係機関における実地観察や体験を通して、障害児・者に対する教育や療育等の現状を把握し、障害児・者の自立や社会参加に関する課題を発見するとともに、自らの研究テーマを掘り下げる視点を明らかにする。
	特別支援学校実践実地研究Ⅰ	連携協力校または附属特別支援学校または現任校	3	1 年次後期	特別支援学校における教育体験を通して、自らの研究テーマとする教育課題に対する解決策や改善策を具体的に構想する。
	特別支援学校実践実地研究Ⅱ	連携協力校または附属特別支援学校または現任校	5	2 年次前期	特別支援学校実践実地研究Ⅰで構想した課題解決策を提案し、実践する。教育実践研究Ⅱでの省察を通して研究課題について探究し、その成果を教育実践研究報告書にまとめる。

3) 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

本研究科の実習科目では、毎日実習日誌に実習内容を記録し、大学院指導教員が巡回指導をした際、もしくは、省察科目で指導を受ける際に毎回提出しコメントを受ける。2 年次に現任校に戻る現職院生は、実習記録は Web（Moodle）上に保管し、随時指導教員が確認、指導を加える。実習終了後は、実習の成果をまとめ、研究科と実習施設に報告する。

4) 実習の指導体制

各実習科目の指導は、それぞれを担当する専任教員が行う。ただし、各院生の実習における研究課題や実践内容に応じて、担当外の教員とも相互に連携・協力しながらよりきめ細かな充実した指導を実施していく。

2. 単位認定等評価方法

実習施設の実習担当教員による評価原案（実習評価表もしくは実習評価シート）、そして実習計画書、実習日誌、観察記録、省察科目における発言や記録、実習成果の発表会におけるプレゼンテーションや質疑応答、実習後の最終的な報告・レポートを、シラバスで定めた評価基準に照らし合わせて総合的に評価する。